

令和 3 年度【学校防災マニュアル】



1	防災教育計画	
①	防災教育全体計画	1
②	年間指導計画	2
2	学校防災体制の整備	3
3	災害対応マニュアル	
①	教職員在校時	5
②	地震時の基本的対応	6
③	学校外活動中	7
④	登下校時	8
⑤	教職員在校時外	9
⑥	土砂災害	10
⑦	授業再開に向けた対応	12
4	資料（組織・配備）	
①	学校災害対策本部	13
②	教職員非常配備	14
③	情報連絡体制	15
④	非常時下校体制（引き渡しカード）	17
⑤	原子力対策本部組織	20
⑥	火山災害時の体制	22
⑦	災害時の避難経路	24
⑧	災害伝言ダイヤル	25
⑨	村田高校備蓄品	26
⑩	村田町地域防災計画	27
⑪	学校防災マニュアル（リーフレット）	28
⑫	防災・気象警報発令時の登下校等の指針について	31
⑬	防災避難訓練実施計画	32
⑭	不審者侵入に対する安全管理対応マニュアル	34
⑮	弾道ミサイル落下時の行動について	36
⑯	蔵王山の噴火レベルについて	44
⑰	地域の特性と連携した合同防災訓練の計画について	46

宮城県村田高等学校

柴田郡村田町大字村田字金谷 1 番地

TEL 0224-83-2275

FAX 0224-83-2276

宮城県村田高等学校

1 防災教育計画

① 防災教育全体計画

生徒の実態

大人しく素直であり、他人の話をよく聴くが、主体性に乏しい面も見られる。

保護者・地域の願い

礼儀正しくしっかりした考えを持ち、小中学生の模範となって地域行事にも積極的に参加してほしい。

教師の願い

よく学び、よく活動し、規律ある学校生活を送り、責任ある行動がとれる人間になってほしい

学校教育目標

知徳体の調和のとれた幅広い力量を備え、夢と志を持って社会や地域の発展に貢献できる生徒の育成を目指す。

- ①主体的に考えて行動できる力を持ち、自らの夢や希望の実現を図れる生徒の育成。
- ②歴史や文化および規範を尊重する心と責任感や思いやりの心を持った生徒の育成。

日本国憲法
教育関係法規
教育基本法
学校教育法
学校保健安全法及びその他
関連法
教育委員会の方針目標等
学習指導要領

防災教育の目標（学校防災の重点）

- ①自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」を育成する。
- ②支援者となる視点から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める。

防災教育推進の重点（視点）等と防災教育

- 教育活動全体を通じた防災教育の推進
- 災害発生時に活用できる生活能力の習得
- 避難訓練の実施
- 防災教育の指導方法・内容の工夫及び改善
- 危険箇所の確認
- 防災計画、防災マニュアル及び避難所支援マニュアルの作成
- 避難経路の点検
- 日常の災害に対する施設設備の安全点検
- 通学手段の点検・確認

組織活動

- 教職員の役割の明確化
- 家庭や地域及び関係機関との連携
- 教職員の防災対応能力や応急処置能力の向上
- 心のケア対応能力の充実

学級活動

災害時の自分自身の安全確保、被害者の救出、火災発生防止など二次災害を防ぐための必要事項を取り上げ、理解する。

生徒会活動

生徒の創意を生かした自発的・自治的な活動を推進する。

学校行事

地域の関係機関と連携した行事の実施等により、進んで防災対応能力を身につけようとする態度を育てる。

各教科

- ・自然災害の現状と対策
- ・災害メカニズムの知識
- ・地域の地理的特性
- ・防災体制等の理解
- ・防災意識の高揚
- ・ボランティアの理解
- ・応急処置（応急手当）

道徳

- ・規範意識と自律心を持ち社会に貢献しようと努力する生徒の育成
- ・人間尊重の精神、生命に対する畏敬の念を持つ生徒の育成
- ・義務を果たし、責任を重んじる生徒の育成

各年次の防災教育目標

1年次：身近な災害について理解し、防災への関心を高める。

2年次：地域の防災への取り組みを理解し、地域にある高校生としての防災意識を高める。

3年次：自分だけでなく他者の命を守るために必要な行動力・判断力を身に付け防災実践力を高める。

②年間指導計画

月	安全管理	組織活動	安全教育（安全学習・安全指導）	
	関 連 行 事		年 次 ・ 教 科	特別活動 その他
4	春の交通安全運動 朝の立番指導		体育施設・用具の安全な使い方 （保健体育科）	自転車・バイク通学指導
5	衛生委員会 備蓄品（飲水等）の購入		実験器具の安全な扱い方 （理科）	部活動の安全指導
6	春季防災避難訓練 救命救急(AED)講習会		食の安全について（家庭） 水泳の安全指導（保健体育科）	高校総体
7	学校環境安全点検			体育大会
8	消防用設備等点検(機器点検)		工芸授業における安全につい て（芸術科）	夏休みの生活と安全 部活動合宿
9	衛生委員会			
10	バイク安全運転講習会		工業実習における安全について （工業科）	交通安全人垣運動 文化祭(食品衛生・安全指導)
11	秋季防災避難訓練(消火訓練)			火災予防運動（暖房器具の取 扱い） 冬休みの生活と安全
12	緊急地震速報時対応訓練		応急手当の意義とその 基本について（保健体育科）	
1			情報のセキュリティに ついて（情報科）	
2	消防用設備等点検(総合点検) 学校保健委員会			春休みの生活と安全
3	今年度の活動評価と次年度の 計画立案			

2

学校防災体制の整備

日常の安全教育及び安全管理を推進し、また、地震や火山の噴火等の不測の事態が発生した場合においても速やかに生徒の安全確保を図るため、次の事項について定めておくものとする。

学校防災対策委員会の設置

○学校の防災体制全体の統括

委員長 — 副委員長

〔校長〕

〔教頭・事務室長〕

学校防災委員会

防災管理

防災教育

①マニュアル作成

②施設・設備の点検・整備

③避難方法

④組織の整備

⑤防災教育

⑥組織活動

防 災 管 理

①
マ
ニ
ュ
ア
ル
作
成

災害対応マニュアル

○状況別の具体的対応策

○生徒の安否確認

○非常時下校体制の整備と周知（学校待機・引渡し等）

○関係機関への連絡体制の整備

など

避難所開設・運営の支

○学校としての支援体制

○PTAや地域関係団体との連携

授業再開に向けた対応

○生徒の状況把握

○校舎など施設・設備の復旧

○県教委との連絡・協議・調整

○登校日の設定など学校再開までの日程調整

など

②
施
設
設
備
の
点
検
・
整
備

学校施設の安全点検・整備

○石油倉庫や薬品保管庫等の危険物保管所はじめ校内及び校地内の施設・設備全般についての点検（定期・臨時・日常の点検）

*消防法第8条第1項及び同法施行令第4条第2項に基づく点検

*学校保健安全法施行規則第28条・29条に基づく点検・整備

*学校建築物等保全点検(6月、12月)にて非構造部材についても点検する。

防災上必要な用品等の点検・整備

○保管場所の把握

○災害用資機材等の保管状況の確認

○重要書類等の適切な保管

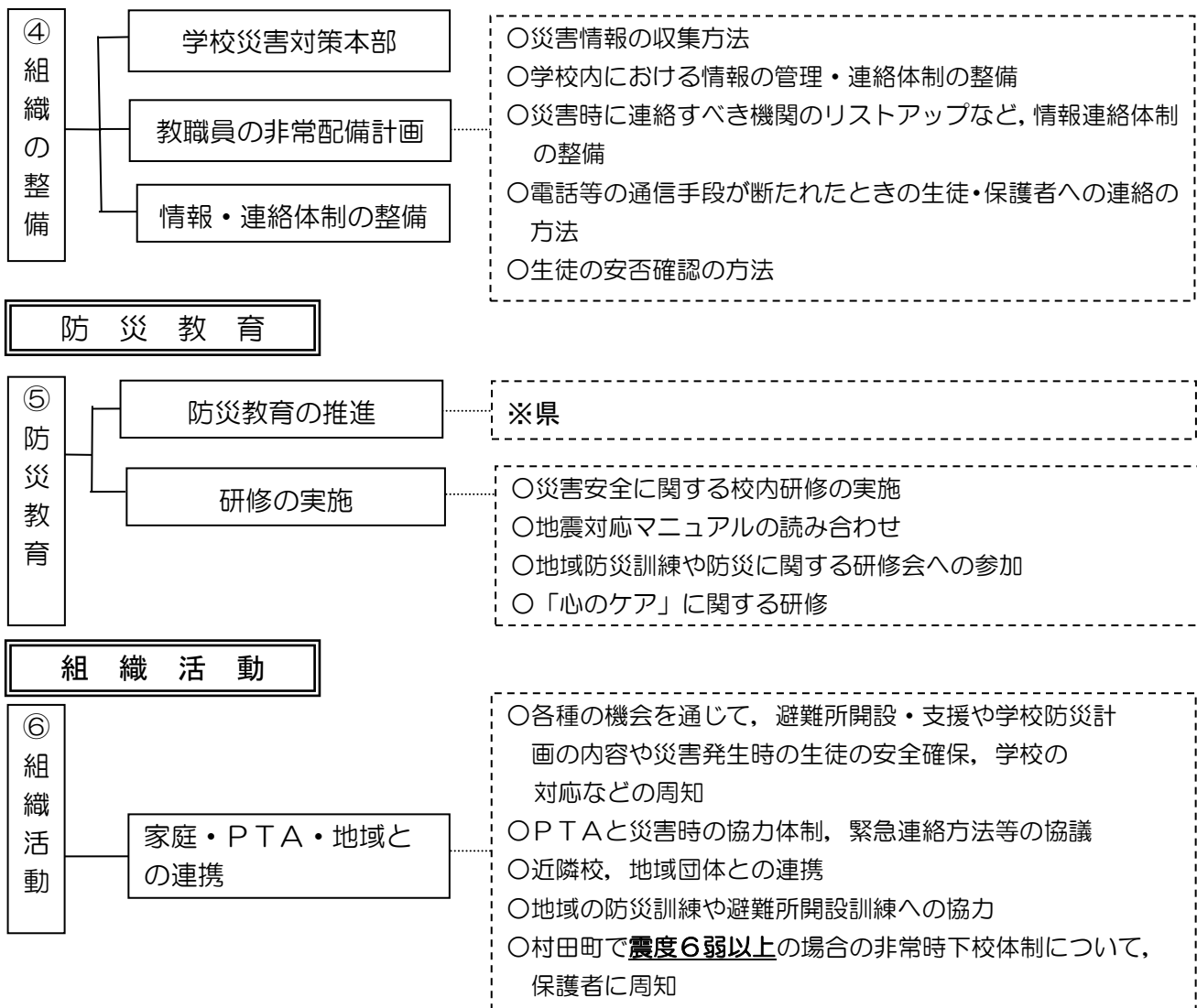
公印、沿革史、卒業証書台帳、指導要録、人事関係書類等

③
避
難
方
法

避難経路・避難場所の設定及び確認

○災害状況別（在校時、登下校時等）に具体的な避難方法及び第一次避難場所、第二次避難場所を設定し、状況について確認

○生徒、保護者、教職員の共通認識



3

災害対応マニュアル

① 教職員在校時

安全確保

- 的確な安全確保を指示する。(頭部を保護し、落ちてこない、倒れてこない、横ずれしてこない場所で身を寄せるなど)
- 特に配慮を要する生徒等の安全確保には教職員が連携してあたる。
- 火災など二次被害の防止に努める。
- 負傷者の有無の確認を行い、手当の必要な場合は応急手当を行う。

避難の指示

- 校舎内外の判断を含め、避難経路の安全確認を行う。
- 全校に避難指示を行う。停電時はメガホン等で行う。
- 1次避難場所は原則として校庭だが、液状化や流動化による地割れ等が生じている場合や暴風雨の場合には、より安全な避難場所に誘導する。(校舎や体育館等)

避難誘導

- 的確な行動を指示する(頭部の保護、押さない、走らない、しゃべらないなど)
- 配慮が必要な生徒等や負傷者等を介助して避難させる。
- 生徒名簿(出席簿等)を携帯する。

安否 否報 確認 収集

- 人員の確認を行う。
- 負傷者の確認と応急手当を行う。
- 生徒等の不安を軽減し安全確保に当たる。
- ラジオ、ワンセグ等から最新の情報収集を行うとともに2次避難の必要の有無を判断する。
- 噴火警報が発表されている場合は、区域外へ2次避難させる。

学校災害対策本部設置

- 本部長の判断により、学校災害対策本部を設置し、以下の対応を行う。
 - ◇村田町の地域で震度5弱以上のときは、非常時下校体制とする。
 - ・事前の申し合わせに従い、学校待機・引渡し・下校のいずれかとする。
 - ◇外部との対応(保護者、親類、知人、マスコミからの照会、近隣施設等)
 - ◇生徒・教職員や施設・設備等の被害状況を確認し、高校教育課に報告する。
 - 状況に応じた臨時休校措置等。停電等の場合は防災行政用無線を利用して報告する。必要に応じて支援要請を行う。
 - ◇状況に応じて、主な通学路等の被害状況を把握する。
 - ◇引き続き災害情報の収集に努める。
 - ◇災害の状況、今後の対応について保護者に知らせる。
 - ・電話、一斉メール配信、学校ホームページ等で連絡する。
 - ・通信が途絶された場合は、予め決めておいた方法で連絡する。
 - ◇欠席生徒等の安否を確認する。
 - ◇避難所が開設される場合には、避難所開設・運営の支援マニュアルに基づく活動を行う。

② 地震時の基本的な対応

- ・ 教員による安全確保の的確な指示
(頭部を保護し、落ちてこない、倒れてこない、横ずれしてこない場所に身を寄せる)
- ・ 火気使用中であれば消火する。
- ・ 避難経路の確認、避難の指示は職員室で待機中の教職員が行う。
- ・ 揺れが収まったら、教員の指示に従い、より安全な避難場所に避難する。
- ・ 生徒等の人員等状況確認や周囲の安全確認
- ・ 余震や二次災害に備え、生徒等を落ち着かせる。
- ・ 負傷者の応急手当

① 授業中（基本的な安全確保の形態）

場 所	教 職 員 の 対 応
普通教室	・ 机の下にもぐらせ、机の脚を両手でしっかり持つように指示 ・ 火気使用中であれば、消火の指示
特別教室	・ 実験中であれば、危険回避の指示
体育館	・ 落ちてこない、倒れてこない、横ずれしてこない中央等に集合させ、体を低くするように指示（建物の構造や体育用具の位置によっては、柱や壁に身を寄せる方が良い場合もある。落下物に注意する。）
校庭	・ 建物から離れ、中央に集合させ、体を低くするよう指示
プール	・ すみやかにプールの縁に移動させ、縁をつかむよう指示 ・ 揺れが収まれば、すばやくプールから出るように指示 ・ 避難準備（サンダル・靴を履き、衣服やバスタオルで身を守る）

② 教職員と生徒等が離れている場合（始業前、休み時間、放課後等）

場 所	生徒等の行動	教職員の対応
校舎内	・ 揺れている間は、頭部を保護し、落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所を見つけ、身を寄せて待機する。 ・ 落下物や倒壊物に気をつける。 ・ 揺れが収まったら、教員の指示に従い、より安全な避難場所に避難する。 ・ 周囲の安全を確認する。	・ 全校指示（揺れが収まるまで、落ちてこない、倒れてこない、横ずれしてこない場所を見つけて身を寄せるように） ・ 教職員は分散して、生徒等の安全確保、指示誘導
校舎外	・ 建物、ブロック塀、窓ガラス等の近くから離れる。 ・ 揺れが収まるまで、頭部を保護し広い場所の中央で待機する。	・ 校舎外にいる生徒等の人員確認、負傷者の応急手当

③ 学校外活動中

(1) 現地で災害が発生した場合

事前の計画

- 学校外活動を行う際の事前確認を以下の点に留意して行う。
 - ・見学施設、宿泊施設等の施設管理者との打ち合わせにより、災害時の対応について確認する。(避難経路、避難場所等)
 - ・現地の救急医療機関、避難場所、公的機関(県庁・町村役場、教育委員会、病院等)の住所、電話番号等を把握する。
- 事前指導を以下の点に留意して行う。
 - ・緊急時の避難方法・場所、連絡方法を確認する。
 - ・グループ行動中の緊急時の対応方法を決めておく。

災害発生

安全確保

- 教職員は、的確な避難行動を指示する。
 - ・落ちてこない、倒れてこない、横ずれしてこない場所に避難させる。
 - ・ビル街では落下物やガラス等の飛散から身を守らせる。
 - ・電車、バス等に乗車中は、係員の指示により行動させる。
 - ・山間部で活動しているときには、地すべりが起きそうな崖、落石が起りそうな場所から素早く離れさせる。
 - ・生徒等の不安軽減を図る。

近くの避難場所へ避難

- 避難場所、救護施設がない場合、地元の人や機関等から情報を入手し、的確に対応する。(安全な場所への速やかな避難)
- 海岸近くで活動しているときは、高台やビルの屋上等に避難する。
特に、強い揺れや長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は津波警報などの発表を待たずにすばやく避難する。
- 施設管理者等の指示により行動する。

安否確認

- 人員を確認する。グループ行動中であれば、予め決めておいた連絡方法で安否確認を行う。
- 通信が途絶された場合は、予め決めておいた避難場所等を巡回確認する。

事後の対応措置

- 学校へ状況の報告を行う。
- 学校から高校教育課へ連絡する。
- 学校から保護者へ連絡する。
- 必要な場合は、現地公的機関へ救援を要請する。

(2) 修学旅行中などに村田で災害が発生した場合

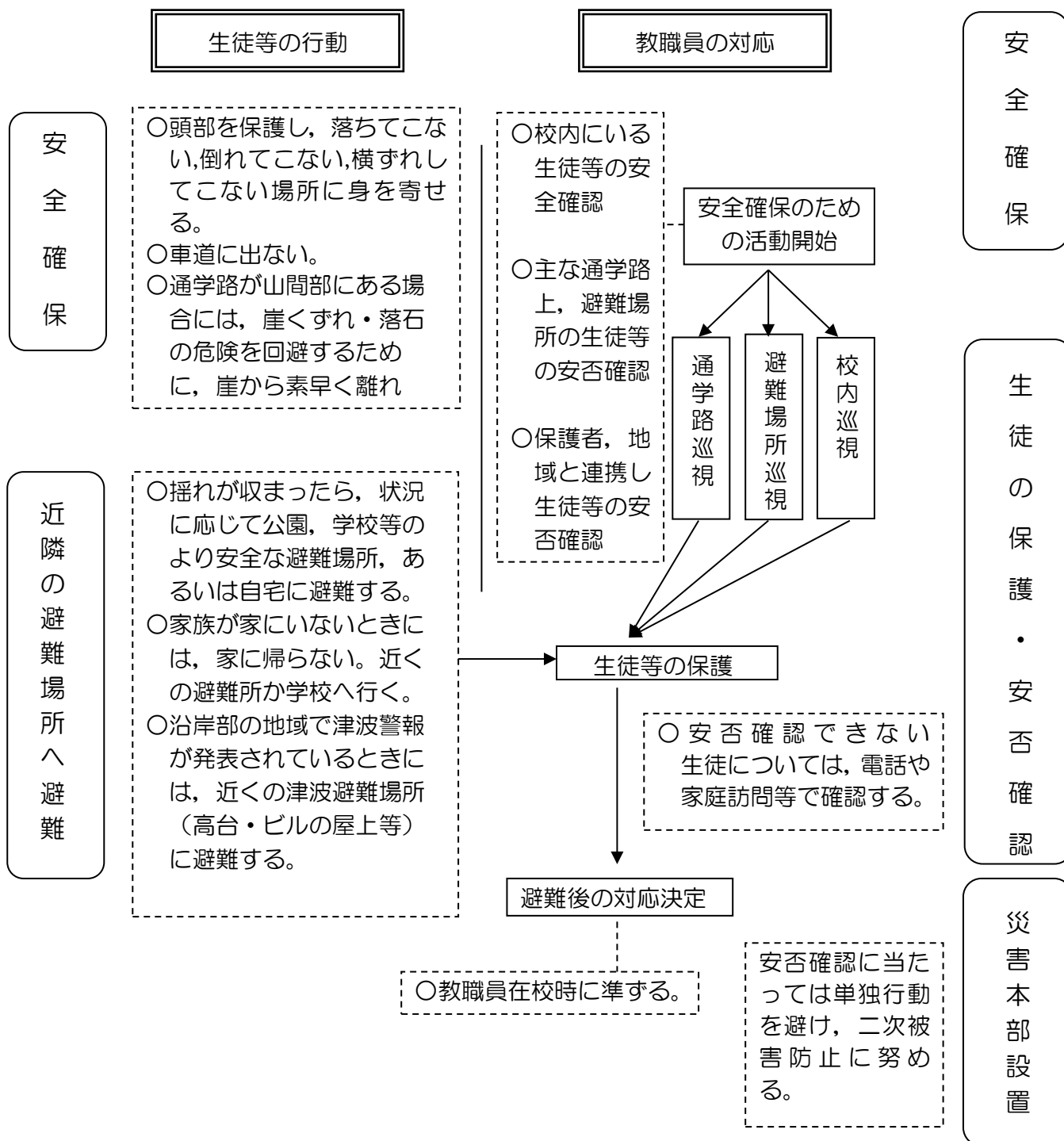
事後の対応措置

- 災害の規模、被害状況等の情報を収集する。
- 現地公的機関や旅行業者等と対応を協議する。
- 可能な方法で学校へ連絡し、指示を受け対応する。
- 生徒の不安軽減を図る。(状況説明、今後の対応等)
- 学校から旅行の予定変更等について高校教育課へ連絡する。
- 学校から保護者へ予め決めておいた方法で連絡する。

④ 登下校時

◇ 状況に応じた対応（生徒等の安全確保のための学校・保護者・地域との連携）ができるように事前の共通理解を図る。

災害発生



⑤ 教職員在校時外（休日夜間）

事前指導

- テレビ、ラジオ、インターネット、防災行政無線等による、震源地、震度、津波等に関する情報等の入手方法について理解させる。
- 落下物、転倒物から身を守る方法を理解させる。
- 建物の耐震性、家具の固定等について確認させる。
- 家庭内での役割分担、避難する場所と避難経路・時間について確認させる。
- 必要な防災用品、非常食の準備について考えさせる。
- 家族内の連絡方法、手段を確認させる。

災害発生

配備

- 教職員の動員体制と緊急連絡網を事前に整備しておく。
- 動員体制に則り参集する【0号配備】【1号配備】【2号配備】【3号配備】
- 動員が発令された場合には、該当教職員は家族等の安全を確保した後、直ちに学校に参集する。

安否確認

- ＜教職員＞○教職員の安否を確認する。○生徒の安否を確認する。（電話連絡、メール等）○クラス毎に人数と安否を確認し、本部に報告する。
（担任）→（年次主任）→（教頭）→（校長）
- ＜生徒＞○必要に応じて、学校に連絡する。（学校で安否確認ができなかった、怪我をした等）

被害状況の確認

- 指定職員（警備点検班）は、施設、通学路等の被害状況を確認し、本部に報告する。
- 危険箇所があった場合は、立入禁止措置を行う。（貼り紙、ロープ）
- 指定職員（救護担当）は、危険箇所の応急処置を行う。○ラジオ、スマートフォン等で常に最新の情報収集を行う。
- 施設・設備等の被害状況を確認する。
- 高校教育課に報告する。停電等でFAX送信ができない場合は防災行政用無線を利用して報告する。

災害対策本部設置

- ＜本部長(校長)＞
- 必要に応じて、生徒全員の安否確認を指示する。
- 対応措置について、県教育委員会に連絡（相談）する。＊電話、メールが使用できない場合を想定し、事前に文書等で、災害発生時の対応について取り決めておく。
- 生徒・教職員や施設・設備等に被害があった場合、及び避難所が開設される場合は、原則として校長室・職員室に学校災害対策本部を設置し、組織的な災害対応にあたる。
- 電話、一斉メール配信、学校ホームページ等の通信手段により安否確認をする。
- 通信手段が途絶されている場合は、学校と保護者が事前に定めておいた連絡方法(家庭訪問、決められた場所への掲示等)で安否確認を行う。
- 通学路及び地域の被害状況、危険箇所等を確認する。
- 今後の対応について、電話、メール配信、学校ホームページ等の通信手段により保護者に連絡する。
- 通信手段が途絶されている場合は、学校と保護者が事前に定めておいた連絡方法、場所へ掲示等)で連絡する。

事後の措置対応

配備解除については、ホームページまたは緊急連絡用メールシステムで伝える。

⑥ 土砂災害

① 土砂災害の種類

土砂災害には、がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)、土石流、地すべりの3種類があり、これらは、大雨などが引き金となり土砂が大量に移動することによって生じる災害のことです。一旦発生すると人命に関わる危険性が高く、毎年各地で大きな被害をもたらしています。

災害の特性

○突発的に大きな破壊力を持って発生する。 ○発生場所や時刻、被害規模を正確に予測することが困難。 ○地質、崩壊のしやすさ、地下水位などの条件が場所ごとに異なる。 ○地形や地質の条件によって想定される災害が異なる。 ○複合的に発生する場合がある。	
■ がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)	・がけ崩れは、地すべりとは異なり、急ながけが一瞬で崩れる現象です。降雨以外に、融雪および地震が原因となって発生することもあります。 ・がけ崩れは一瞬で起こるため、現象が発生してから逃げることは難しく、人命が失われる可能性が高いといえます。
■ 土石流	・土石流は、大きな岩や木を巻き込み土砂と一緒に自動車と同じくらいのスピード(時速40～60km)で流れ下ってくるため、簡単に家屋を破壊し、人の命を奪う恐ろしい現象です。土石流は川に沿って下ってくるだけではなく、ときには川が曲がっているところでも直進し、多少の高台は乗り越えて、流れ下る性質があります。土石流から逃げるためには、流れる方向に対して直角に逃げるようにする。
■ 地すべり	・地すべりは、比較的緩い傾きの斜面が広範囲にすべる現象をいいます。大雨や地震時には突然一気に数mも動くこともあります。被害は広範囲にわたり家や田畑、道路などが、一度に大きな被害を受けてしまいます。また、地すべり地の下に川がある場合は、川をせき止めて洪水や土石流を引き起こすことがあります。

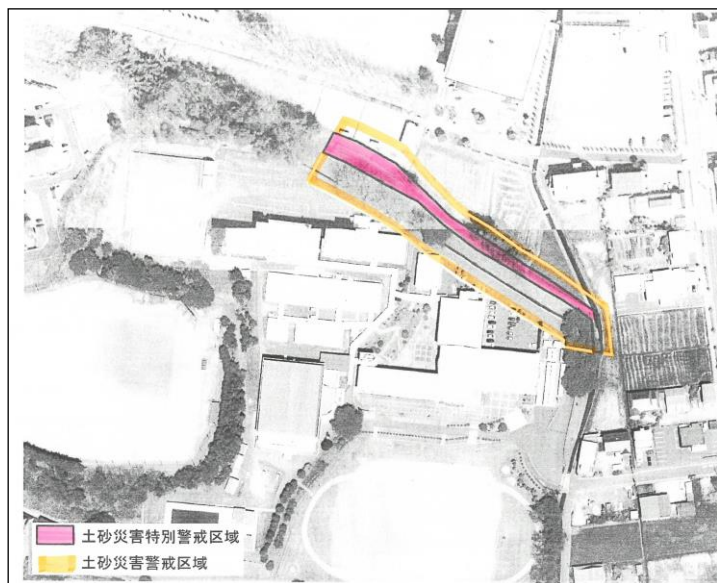
② 砂災害のおそれのある区域(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域)

宮城県では、基礎調査を実施し、その結果によって土砂災害のおそれのある区域に対して『土砂災害警戒区域』を指定しています。

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

○「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき実施された調査によって明らかになった区域で、主に地形条件によって決定されます。 ○土砂災害警戒区域内の通常の建築物については、この法律で想定する範囲内の土砂等の外力が作用しても損壊するおそれはないが、土石等が到達する可能性があるため、ガラス戸や窓からの土石の流入により、屋内にいる住民や屋外にいる人が被害を受けることが想定されます。 ○この法律で定めている外力については通常想定される土石等によるものであり、想定を超える災害が発生すること考えられます。	
■ がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)	・急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 ・急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m以内の区域)
■ 土石流	・土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域
■ 地すべり	・地すべり区域(地すべりしている区域または地すべりするおそれのある区域) ・地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離(250mを超える場合は250m)の範囲内の区域

※校地内要警戒区域



(1) 現地で災害が発生した場合

事前の計画

安全確保

近くの避難場所へ避難

安否確認

事後の対応措置

災害発生

○学校外活動を行う際の事前確認を以下の点に留意して行う。

気象情報は、火災体制の配備の目安、避難の判断等に関してとても重要な情報です。土砂災害に関連する気象情報にはどのような情報があり、その情報がいつの時点で発表されるかを把握しておく。

大雨注意報 大雨注意報は、大雨により災害の起こるおそれがある旨を警告して発表されます。

大雨警報 大雨警報は、大雨により重大な災害の起こるおそれがある旨を警告して発表されます。

特別警報 「ただちに命を守る行動をとってください。」情報に注意する。

○教職員は、的確な避難行動を指示する。

- ・崩れない場所に避難させる。
- ・落下物やガラス等の飛散から身を守らせる。
- ・電車、バス等に乗車中は、係員の指示により行動させる。
- ・山間部で活動しているときには、地すべりが起きそうな崖、落石が起こりそうな場所から素早く離れさせる。
- ・生徒等の不安軽減を図る。

○避難場所、救護施設がない場合、地元の人や機関等から情報を入手し、的確に対応する。(安全な場所への速やかな避難)

○強い揺れや長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は地すべりなどの発表を待たずにすばやく避難する。

○施設管理者等の指示により行動する。

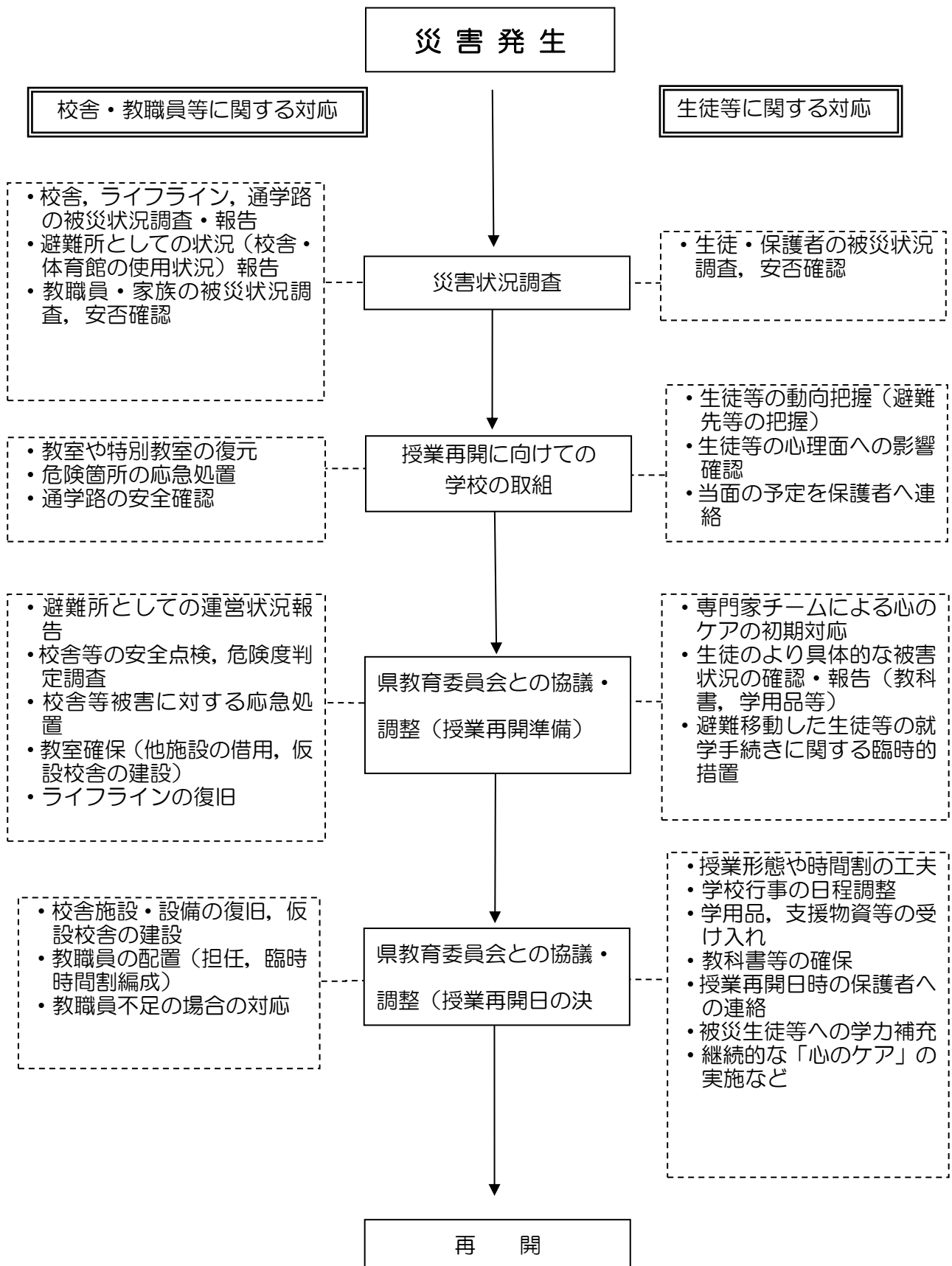
○学校へ状況の報告を行う。

○学校から高校教育課へ連絡する。

○学校から保護者へ連絡する。

○必要な場合は、現地公的機関へ救援を要請する。

⑦ 授業再開に向けた対応

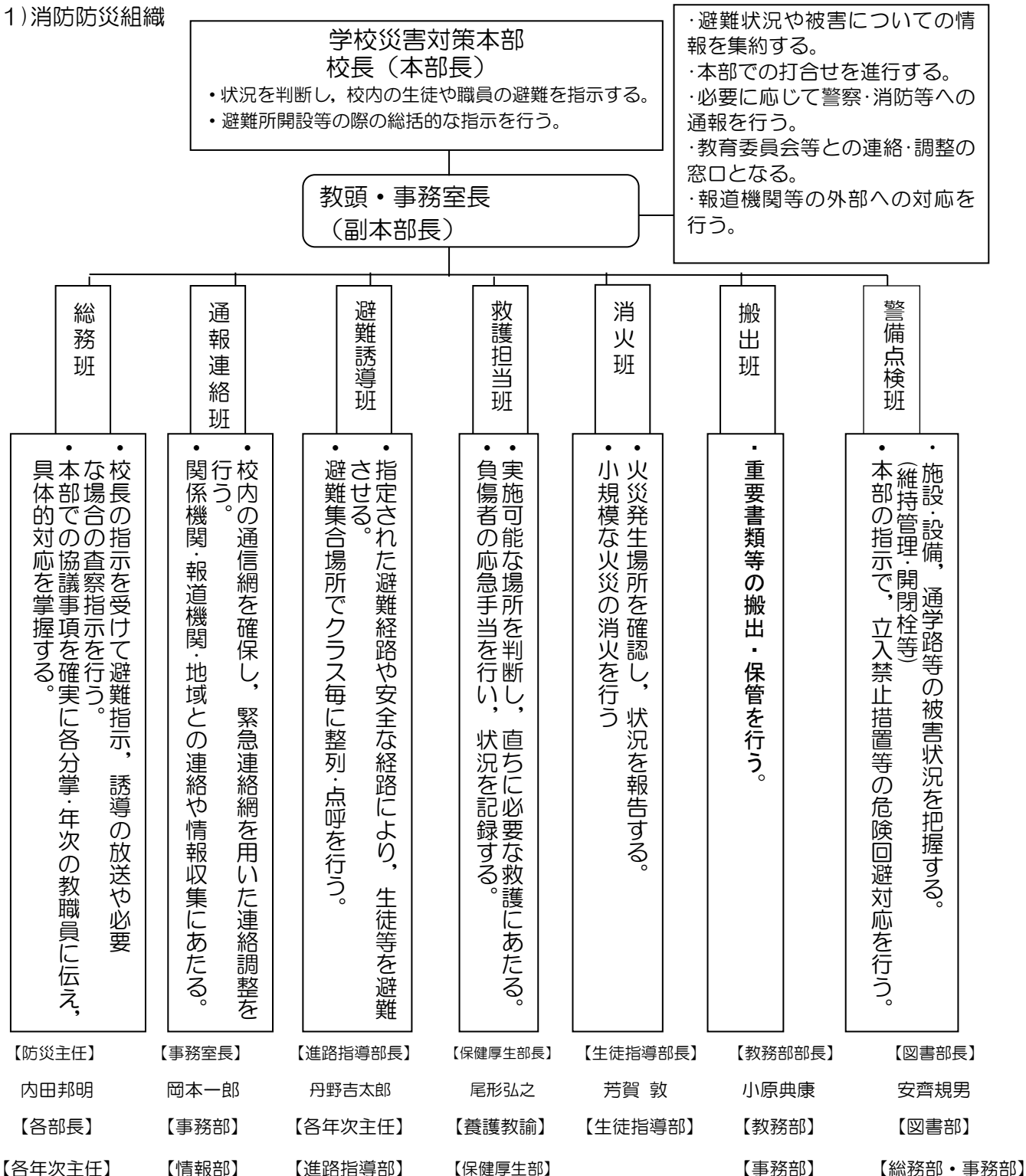


① 学校災害対策本部

生徒・教職員や施設・設備等に被害があった場合、及び区災害対策本部から避難所開設要請があった場合、原則として校長室・職員室に学校災害対策本部を設置し、学校としての組織的な対応にあたる。

＊消防防災計画で定める自衛消防組織との整合性を踏まえた組織を編成する。

1) 消防防災組織



② 教職員非常配備

警戒配備 (0号配備)	1 大雨、洪水、高潮等の注意報または警報が発表され、教育長が必要と認めたとき。 2 宮城県に津波注意報、「津波注意」が発表されたとき。 (津波に対する特別警戒配備編成計画を作成した所属所に限る) 3 村田町で震度4以上の地震が観測されたとき。 4 蔵王山、鳴子、栗駒山に噴火警報(火口周辺)、(警戒事項：火口周辺危険)または(警戒事項：入山危険)が発表され、教育長が必要と認めたとき。 5 その他特に教育長が必要と認めたとき。				
配備発令基準					
本部設置	●本部設置なし(情報収集、連絡活動)				
本部長(校長)		防災主任・防災担当者		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
・配備につく。 ・情報収集を指示。 (気象情報、警報等)	・必要に応じて対応	・配備につく。 ・情報の収集。 ・本部長(校長)との連携 ・被害状況の把握 ・関係機関との連絡	・必要に応じて対応	・情報を確認する。 ・生徒の安全確保 ・通常の活動を行う	・必要に応じて対応

*0号配備は、地震及び被害の発生状況等に鑑み、当分の間自宅待機(常時連絡のとれる体制)とする。

特別警戒配備 (1号配備)	1 宮城県に津波警報が発表されたとき。(津波に対する特別警戒配備編成計画を作成した所属所に限る) 2 村田町で震度4以上の地震が観測され、被害が発生したとき。 3 台風による被害が予想され、教育長が必要と認めたとき。 4 大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき又は、被害が発生したときで、教育長が必要と認めたとき。 5 大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪特別警報が発表されたとき。 6 蔵王山、鳴子、栗駒山に特別警報、噴火警報、(警戒事項：厳重警戒)が発表されたとき。 7 その他特に教育長が必要と認めたとき。				
配備発令基準					
本部設置	●警戒本部設置(安全確保、避難誘導、情報収集、連絡活動、応急対策)				
本部長(校長)		防災主任・防災担当者		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
・直ちに配備につく。 ・生徒の安全確認、施設破損状況を確認させる。 ・各種情報を確認し、待機、避難を迅速に判断する。 ・気象情報等を確認し、下校を含めた安全対策を検討する。 ・教委への報告	・直ちに学校での配備につく。 ・災害の情報、状況を確認し、必要に応じて対応を指示する。(生徒の安全確認、施設の破損状況の確認、登校の判断等) ・教委への報告	・直ちに配備につく。 ・待機、避難を指示する。(放送等) ・情報を収集する。(気象情報、警報) ・本部会議で確認した内容を教職員に周知徹底する。 ・被害状況の把握 ・関係機関との連絡	・直ちに学校での配備につく。 ・情報収集する。(気象情報、警報) ・本部会議で確認した内容を教職員に周知徹底する。	・あらかじめ定められた教職員は配備につく。 ・配備職員以外は、業務の補助。 ・被害状況の把握。	・あらかじめ定められた教職員は学校での配備につく。 ・配備職員以外は、自宅等で本部(学校)の連絡を待つ。

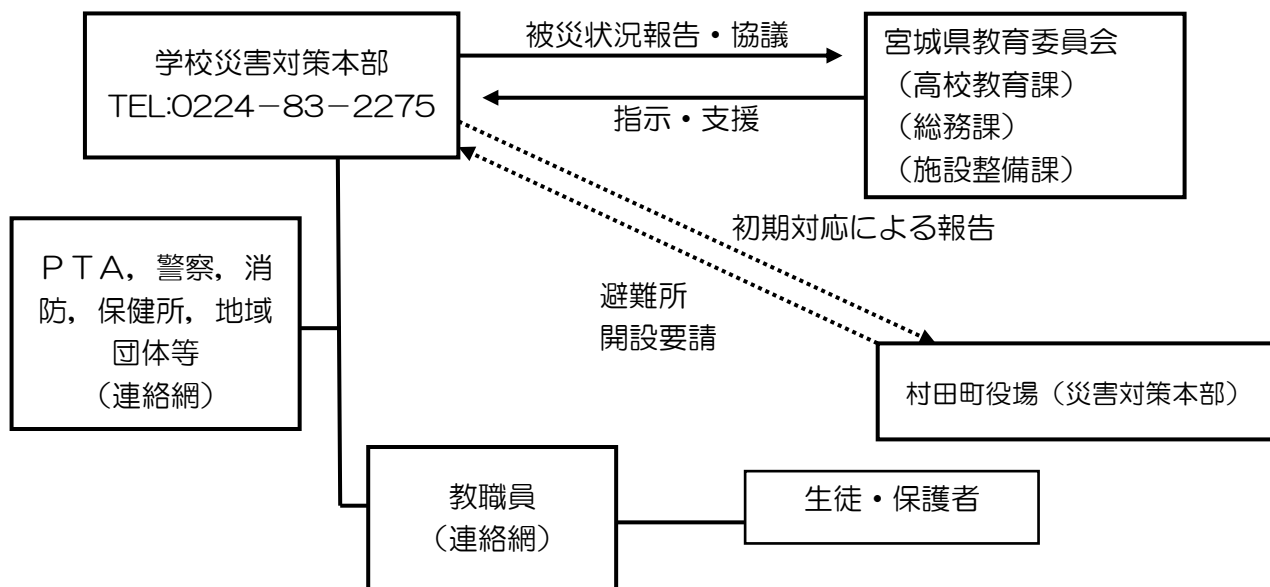
特別警戒配備 (2号配備)	1 宮城県に大津波警報(特別警報)が発表されたとき。 2 村田町で震度5弱以上の地震が観測されたとき 3 その他特に教育長が必要と認めたとき。				
配備発令基準					
本部設置	●警戒本部設置(安全確保、避難誘導、情報収集、連絡活動、応急対策)				
本部長(校長)		防災主任・防災担当者		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
・直ちに配備につく。 ・各種情報を確認し、迅速に避難誘導させる。 ・気象、交通情報等を確認し、下校を含めた安全対策を検討する。(授業打ち切り、部活動中止等) ・避難者の対応について ・教委への報告	・直ちに学校での配備につく。 ・災害の情報、状況を確認し、必要に応じて対応を指示する。(生徒の安全確認、施設の破損状況の確認、登校の判断等) ・教委への報告	・直ちに配備につく。 ・避難指示する。(放送等) ・情報収集する。(気象情報、警報)と教職員への周知徹底 ・全職員の業務を適確に指示し、迅速に対応できるようにする。 ・被害状況の把握 ・関係機関との連絡	・直ちに学校での配備につく。 ・本部長から指示を受けた内容を全教職員に周知する。(生徒の安全確認、登校判断) ・避難してきた地域の方への対応。	・あらかじめ定められた教職員は配備につく。 ・防災主任からの指示を受け、担当業務に当たる。	・あらかじめ定められた教職員は学校での配備につく。 ・校長が必要と認めた場合は、全教職員が配備につく。 ・防災主任からの指示を受け、担当業務に当たる。
非常配備 (3号配備)	1 村田町で震度6弱以上の地震が観測されたとき ○災害が発生し、または発生するおそれがある場合において教育長が必要と認めたとき。				
配備発令基準					

本 部 設 置		●災害対策本部設置(安全確保, 避難誘導, 情報収集, 連絡活動, 応急対策)			
本部長(校長)		防災主任・防災担当者		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
・直ちに配備につく。 ・迅速に避難誘導させる。 ・各種情報を確認し, 迅速に避難する。 ・(二次, 三次避難場所(高台, 校舎屋上含む)) ・気象, 交通情報等を確認し, 下校を含めた安全対策を検討する。 ・避難者の対応について ・防災担当課, 教委への報告	・直ちに学校での配備につく。 ・災害の情報, 状況を確認し, 必要に応じた対応を指示する。 ・(生徒の安否確認, 施設の破損状況の確認, 登校の判断, 避難所開設等) ・防災担当課, 教委への報告	・直ちに配備につく。 ・迅速に避難指示する。(放送, メガホン等) ・一次避難場所の安全確認をする。 ・本部長の指示で二次, 三次避難場所への避難を指示する。 ・情報の収集(気象情報, 警報)と教職員への周知徹底。 ・全職員の業務を適確に指示し, 迅速に対応できるようにする。	・直ちに学校での配備につく。 ・本部長から指示を受けた内容を全教職員に周知する。 ・(生徒の安否確認, 登校判断) ・本部長の指示を受け, 避難所開設準備をする。	・全職員が直ちに配備につく。 ・防災主任からの指示を受け, 担当業務に当たる。	・全職員が直ちに学校での配備につく。 ・防災主任からの指示を受け, 担当業務に当たる。

＊「宮城県教育委員会災害対策基本要領の一部改正について」(通知)より
(平成25年8月30日付け教育長総務課広報調整班 総第237号)

③ 情報連絡体制

○電話・メール等の通信手段が使えるとき



＜各関係機関連絡先＞

警察 110

○大河原警察署 0224-53-2211 ○村田駐在所 0224-83-2211
○沼辺駐在所 0224-52-6730

消防 1 1 9

○大河原消防署村田出張所 0224-83-2408

村田町役場

○総務課 0224-83-2111 総務課防災班 080-1821-5226 / 080-6009-7003
総務課危機管理班 090-2956-8845
○村田町教育委員会 0224-83-2037

公共交通機関

○ミヤコーバス村田駐在所 0224-83-2044 ○JR 大河原駅 050-2016-1600

宮城県教育庁

○教職員課管理班 022-211-3631
○高校教育課（教育指導班）022-211-3624（キャリア教育班）022-211-3625
（学校経営・生徒指導班）022-211-3626
○スポーツ健康課 022-211-3662（学校安全体育班）022-211-3667
○施設整備課 022-211-3351
＜防災無線＞県立学校人事班 7-220-8-3633 / 管理運営班 7-220-8-3623

外科·整形外科

○善積医院（村田）83-2172
○高沢外科（校医：船岡）57-1231
○かわち医院（大河原）52-3115
○大河原整形外科クリニック 51-1502
○県南中核病院（大河原）51-5500

内科

○高沢外科・胃腸科（校医：船岡）57-1231
○中核病院村田診療所（村田）83-2445
○平井内科（大河原）52-2777

菌科

○榑原歯科医院（村田：校医）83-2419
○大沼歯科（村田）83-4395
○前田歯科医院（村田）83-6480

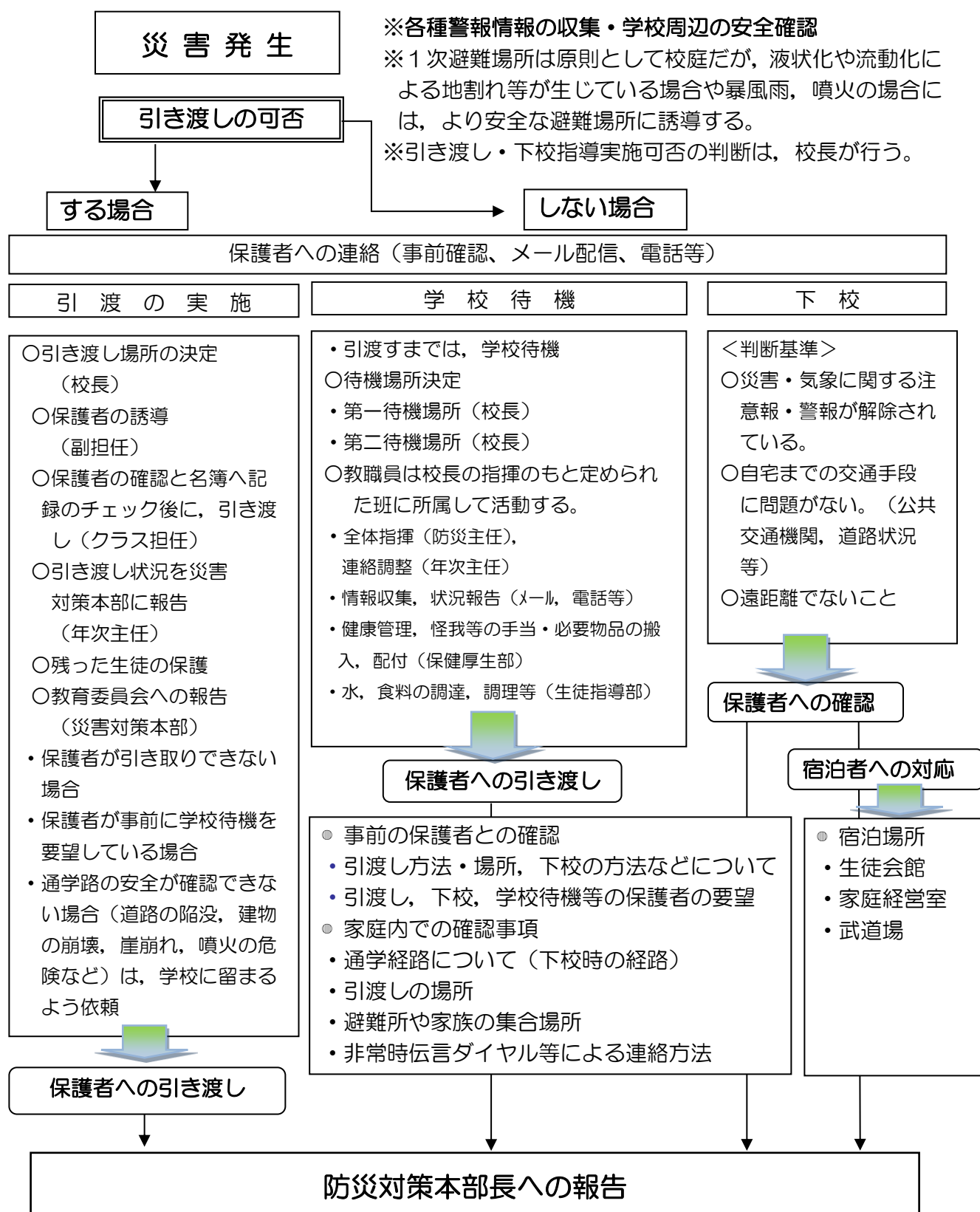
眼科

○水戸眼科医院（大河原：校医）52-5511
○いのまた眼科（大河原）53-1113
○八木沼眼科クリニック（船岡）54-1472

耳鼻喉科

○大河原耳鼻咽喉科クリニック（大河原）52-8733
○しばた耳鼻咽喉科クリニック（船岡）55-3334
○やすだ耳鼻咽喉科アレルギー科クリニック（槻木）86-3329

④ 非常時下校体制（災害等）



【一斉下校の条件】

- 情報収集・・・本校の地理的位置を踏まえた学校周辺、帰宅方面地域の災害等の状況を集める。
- 情報発信・・・緊急メール配信システムにより保護者・生徒に随時、迅速、確実に情報を伝える。
- 緊急連絡用カードの活用・・・引き渡し状況の確認と帰宅方面人数の確認をする。

緊急連絡用（引き渡し）カード					
年 組 番		生徒氏名			
地区：		保護者氏名			
現住所		〒			
緊急連絡先		自宅TEL（ ） 携帯TEL（ ）		自宅以外の連絡先（名称・TEL）	
本校在学の 兄弟姉妹等		年 組		年 組	
緊 急 時 の 引 受 人 （学校に迎えに来る人。保護者以外の人も含む）					
	引受人氏名	電話番号	本人との関係	登校に要する時間	引受確認
1					
2					
3					
担当教職員		※			
引き渡し時期		※ 令和 年 月 日（ ） 時 分			
引き渡し場所		※ 校庭 体育館 教室 その他（ ）			
引渡後の連絡先		氏名		TEL	
備考					

（注）裏面に自宅付近図を記入

避難確認カード		【家庭用】
年 組 番	生徒氏名	
地区：	保護者氏名	
● 避難場所（近くの指定避難所や避難場所・学校・公共施設など） ・自宅にいるとき 【 _____ 】 ・登下校中 場所① 【 _____ 】 場所② 【 _____ 】 ● 緊急時の連絡先 ・緊急連絡先 【氏名 _____ （続柄） _____ 】 ・緊急連絡先（勤務先など） 【 _____ 】 ・携帯電話など 【 _____ 】		

避難確認カード		【生徒携帯用】
年 組 番	生徒氏名	
地区：	保護者氏名	
● 避難場所（近くの指定避難所や避難場所・学校・公共施設など） ・自宅にいるとき 【 _____ 】 ・登下校中 場所① 【 _____ 】 場所② 【 _____ 】 ● 緊急時の連絡先 ・緊急連絡先 【氏名 _____ （続柄） _____ 】 ・緊急連絡先（勤務先など） 【 _____ 】 ・携帯電話など 【 _____ 】		

⑤ 原子力災害対策本部組織

1 原子力災害に対する対応

校内の役割	災害に備えての役割	災害が発生した場合の役割
本部長 (校長)	○全教職員に対して、災害時の対応についての役割分担を明確にする。 ○保護者、地域に対し、災害時の学校対のもとに各業務にあたるように指示、避難場所について周知徹底を図る。	○学校原子力災害対策本部を設置する。 ○市町村からの指示に従い、初動体制のもとに各業務に当たるよう指示する。 ○所管の教育委員会へ随時状況を報告する。
副本部長 (教頭・事務室長)	○全教職員に対して、災害に備えた体制整備と共通理解を図る。 ○保護者、地域に対して窓口となり、周知を図る。	○本部長を補佐し、教職員が迅速、適切に活動が行えるように連絡調整をする。 ○関係機関、報道関係の窓口となる。
避難誘導班 (主幹・年次主任・生徒指導部等)	<u>屋内退避</u> ○学校での屋内退避では、待機場所への誘導、指導内容の周知徹底を図る。 <u>避難</u> ○避難時、市町村が手配した車両に生徒が安全に乗車できるよう誘導する。	<u>屋内退避</u> ○教室内へ速やかに退避させる。(窓、カーテンを閉める、換気扇を止める) <u>避難</u> ○屋内に退避させた後、指定された避難所避難誘導する。(手配された車両乗降指導の周知徹底を図る。)
情報連絡班 (総務等)	○情報を迅速かつ適確に伝えることができるように連絡網を作成する。(メール配信含む) ○情報の入手方法を確認する。	○避難状況等について保護者の問い合わせに対応する。 ○避難している生徒に必要な情報を収集する。
救護・衛生 (保厚部長・養護教諭)	○救急用品の確保及び救護体制を整備する	○生徒、教職員に対する的確な救護、応急措置及び健康観察を行う。 ○緊急的に医療行為の必要性が生じた養護教諭は、災害対策本部に連絡し指示を受ける。
配給・物資 (生徒指導部・図書部) (事務室)	○物資の保管場所を事前に確認をする。 ○災害時の物資について常備するものを村田町担当課と確認する。	○市町村災害対策本部と連携し、必要な物資の確保と適切な配給を行う。
防災主任	○学校原子力防災計画を作成する。 ○原子力安全に関する学習プログラムを作成する。	○本部長の指示のもと、教職員間、村田町災害対策本部との連絡調整を行う。

2 場面に応じた原子力災害への対応（教職員）

※授業中

- 生徒が在校中（授業中・休み時間・放課後）に原子力災害が発生した場合の、避難・屋内退避の体制を整備しておく。

※登下校中

- 防災無線や広報車などの放送等をしっかり聞いて指示に従うように、生徒及び保護者に対し、事前に周知徹底を図っておく。

※校外活動中

- 原子力施設のある地域での校外学習中の活動時に原子力災害が発生した場合は、施設管理者、市町村災害対策本部の指示に従って、生徒の安全を確保する体制を整えておく。

※休業日(夜間・休日)

- 自宅にいた時に災害が発生した場合は、可能な限り避難所へ向かい、生徒の所在を確認する。（教職員の自宅が屋内退避対象区域でない場合）

3 情報連絡体制

- 原子力事業所における事故により、環境への基準以上の放射線物質など異常な事象が発生した場合は、事故発生事業者の防災管理者は、直ちに原子力災害対策特別措置法第10条1項の規程に基づき、知事・所在市町村長等の関係機関に通知する。（オフサイトセンターは災害時に国、県、市町村、原子力事業者等が集まり、災害対策を行う拠点施設）
- 原子力災害発生時には、原子力災害合同対策会議を設置し、情報共有、意思統一を図り、迅速・的確に緊急事態応急対策を検討・協議・決定する。
- 市町村が定めた避難計画等により、事故のレベル、風向きなども考慮して避難措置を行う。
- オフサイトセンターから受けた情報は、あらゆる広報手段で地域住民に伝える。
- 学校独自の判断で対応せずに市町村災害対策本部の指示に従って行動する。
- 学校において緊急的な医療行為等の対応が生じた場合は、市町村災害対策本部に連絡し、その指示を受ける。

避難

市町村災害対策本部からの指示により、市町村が準備した車両によって、放射線被ばくを低減できる指定された避難場所へ移動すること。

屋内退避

市町村災害対策本部からの指示により、教室等の屋内退避することにより、放射線の防護を図ることができる。

学校では、屋内退避の指示が発令された場合は児童(生徒)を速やかに教室等に避難させ、窓、カーテンを閉めるなど次の指示がでるまで教室等で待機させる。

⑥火山災害時の体制

(1) 平常時の対応

- 噴火警報等火山活動に関する情報を迅速かつ正確に把握できる体制を整えておく。
- 防災マップ等を参考に学校に影響を及ぼす可能性のある火山現象を把握しておく。
- 火山現象に応じた避難場所や避難経路を確認しておく。
- 異常な現象を発見した場合には、市町村あるいは気象台等へ連絡する。

(2) 火山活動活発時（噴火前）の対応

情報収集

○対象火山に関する情報を収集し、学校へ影響の及ぶ可能性のある火山現象に応じた適切な措置をとる。

安全確保

- 村田町防災担当課、教育委員会との連絡を密にする。
- 学校に影響が及ぶ可能性のある場合は、直ちに移動させる。
- 風向きを確認して、噴火による噴出物等の影響に備える。
- 二次避難場所までの移動経路及び手段を確認する。
- 在校、登・下校中の生徒等を含め、生徒等の所在を確認する。
- 各種情報(気象情報等)も考慮し、下校時の措置(引き渡し、集団下校)を判断する。
- 保護者に各種措置、対応について、連絡する(メール配信、電話等)。

避難の指示

○引き渡しまで時間を要する場合は、村田町防災担当課(災害対策本部)の指示に従い、二次避難場所に移動させる。

避難誘導

- 的確な安全確保を指示する。(頭部を保護し、マスク着用など、身を寄せるなど)
- 火災など二次被害の防止に努める。

安否確認

- 校舎内外の判断を含め、避難経路の安全確認を行う。
- 全校に避難指示を行う。停電時はメガホン等で行う。
- 1次避難場所は屋内が想定されるが、噴火・噴煙・粉塵・溶岩流等火山活動の状況により、安全な避難場所に誘導する。
- 負傷者の有無の確認を行い、手当の必要な場合は応急手当を行う。
- ラジオ、ワンセグ等から最新の情報収集を行うとともに2次避難の必要の有無を判断する。
- 噴火警報が発表されている場合は、区域外へ2次避難させる。
- 生徒名簿(出席簿等)を携帯する。
- 人員の確認を行う。欠席生徒等の安否を確認する。
- 負傷者の確認と応急手当を行う。
- 生徒等の不安を軽減し安全確保に当たる。

避難勧告発令

○本部長の判断により、学校災害対策本部を設置し、以下の対応を行う。

◇村田町の地域で噴火警報レベル4以上のときは、非常時下校体制とする。

・事前の申し合わせに従い、学校待機・引渡し・下校のいずれかとする。

◇外部との対応(保護者、親類、知人、マスコミからの照会、近隣施設等)

◇生徒・教職員や施設・設備等の被害状況を確認し、高校教育課に報告する。

状況に応じた臨時休校措置等。停電等の場合は防災行政用無線を利用して報告する。必要に応じて支援要請を行う。

二次避難行動

◇状況に応じて、主な通学路等の被害状況を把握する。引き続き災害情報の収集に努める。

◇災害の状況、今後の対応について保護者に知らせる。

・電話、一斉メール配信、学校ホームページ等で連絡する。

・通信が途絶された場合は、予め決めておいた方法で連絡する。

◇避難所が開設される場合には、避難所開設・運営の支援マニュアルに基づく活動を行う。

噴火警報発表

参考資料：気象庁 HP より

http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/level_toha/level_toha.htm

噴火警戒レベルの活用にあたっては以下の点に留意する必要があります。

・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番どおりになるとは限りません（下がる時も同様です）。

・各レベルで想定する火山活動の状況及び噴火時等の防災対応に係る対象地域や具体的な対応方法は、地域により異なります。

・降雨時の土石流等、噴火警戒の対象外の現象についても注意が必要であり、その場合には大雨情報等他の情報にも留意してください。

噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベルとキーワード		説明		
					火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応
特別 警戒	噴火警戒 (居住地域)	居住地域 及び それより 火口側	レベル5 避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要（状況に応じて対象地域や方法を判断）。	
	又は 噴火警戒		レベル4 避難準備		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要（状況に応じて対象地域を判断）。	
警戒	噴火警戒 (火口周辺)	火口から 居住地域 近くまで	レベル3 入山規制		居住地域の近くまで重大な被害を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活（今後の火山活動の推移に注意。入山規制）。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等（状況に応じて規制範囲を判断）。
	又は 火口周辺警戒	火口周辺	レベル2 火口周辺規制		火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活。	火口周辺への立入規制等（状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断）。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 平常		火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。		特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。

注1：住民等の主な行動と登山者・入山者への対応には、代表的なものを記載。

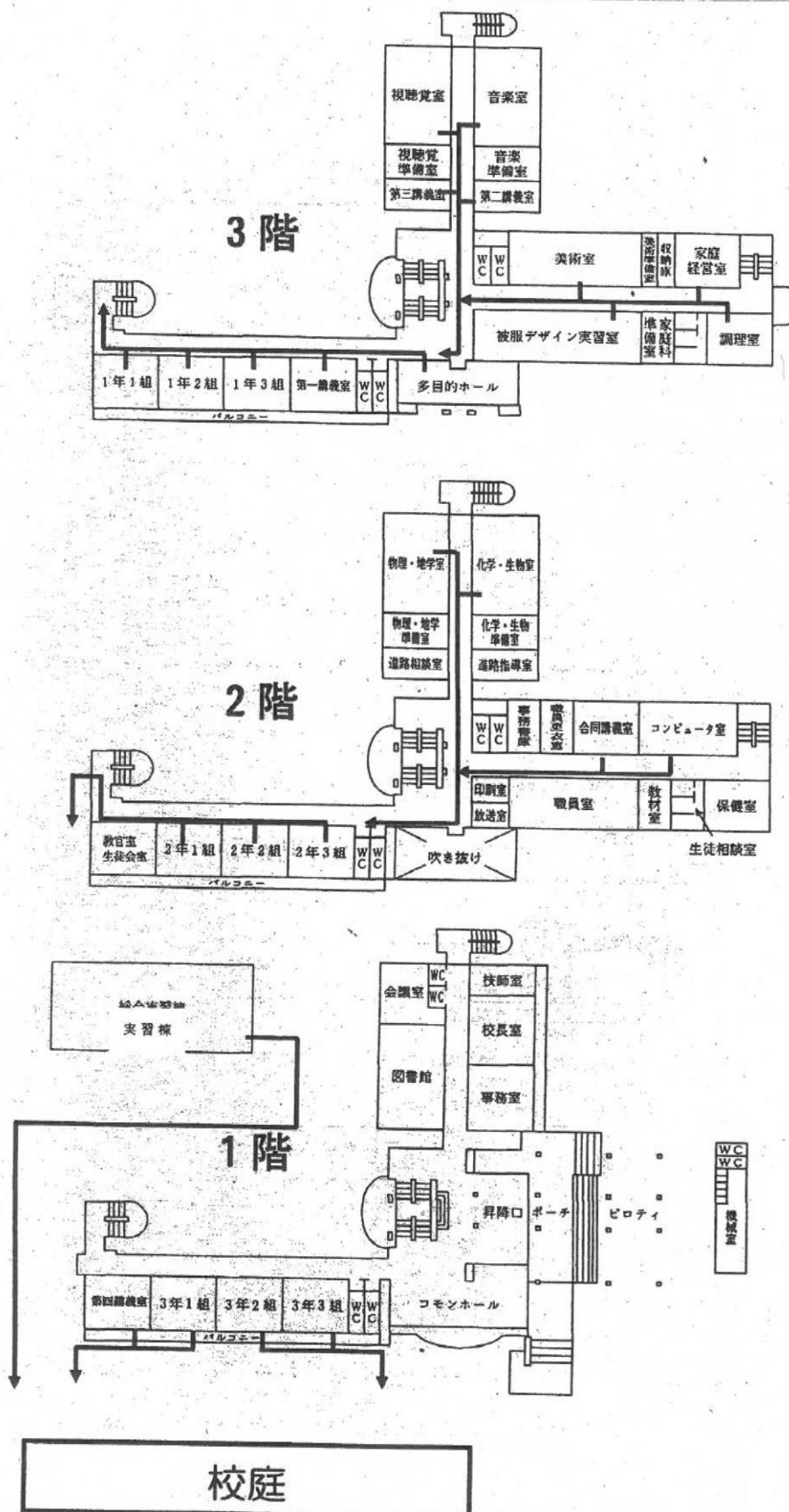
注2：避難・避難準備や入山規制の対象地域は、火山ごとに火山防災協議会での共同検討を通じて地域防災計画等に定められています。ただし、火山活動の状況によっては、具体的な対象地域はあらかじめ定められた地域とは異なることがあります。

注3：表で記載している「火口」は、噴火が想定されている火口あるいは火口が出現しうる領域（想定火口域）を意味します。あらかじめ噴火場所（地域）を特定できない伊豆東部火山群等では「地震活動域」を想定火口域として対応します。

注4：火山別の噴火警戒レベルのリーフレットには、「大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等が居住地域まで到達するような大きな噴火が切迫または発生」（噴火警戒レベル5の場合）等、レベルごとの想定される現象の例を示しています。

⑦ 災害時における避難経路

避難場所は、校庭とするが、火山災害、水害等状況により体育館、室内待機となることもある。



⑧ 災害伝言ダイヤル

「災害用伝言ダイヤル(171)」の基本的操作方法

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行って下さい。

操 作 手 順		伝言の録音		伝言の再生	
①	171をダイヤル	171			
②	録音または再生 を選ぶ。	【ガイダンス】 こちらは災害用伝言ダイヤルセンタです。録音される方は「1」、再生される方は「2」、暗証番号を利用する録音は「3」、暗証番号を利用する再生は「4」をダイヤルしてください。			
		(暗証番号なし)	(暗証番号あり)	(暗証番号なし)	(暗証番号あり)
		1	3	2	4
			【ガイダンス】 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。		【ガイダンス】 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。
		XXXX		XXXX	
③	被災地の方の電話番号を入力する。	【ガイダンス】 被災地の方はご自宅の電話番号、または、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。被災地域以外の方は、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。			
		0XXX XXX XXXXX			
伝言ダイヤルセンタに接続します。※1					
④	メッセージの録音 メッセージの再生	【ガイダンス】 電話番号0XXXXXXX(、暗証番号XXXX)の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」のあとシャープを押して下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。尚、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直し下さい。			
		ダイヤル式電話機 の場合	プッシュ式電話機 の場合	ダイヤル式電話機 の場合	プッシュ式電話機 の場合
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1#	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1#
		【ガイダンス】 伝言をお預かりします。ビツという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、電話をお切り下さい。	【ガイダンス】 伝言をお預かりします。ビツという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、数字の9の後シャープを押して下さい。	【ガイダンス】 新しい伝言からお伝えします。	【ガイダンス】 新しい伝言からお伝えします。伝言を繰返す時は、数字の8の後シャープを、次の伝言に移る時は、数字の9の後シャープを押して下さい。
		伝言の録音		伝言の再生	
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	録音終了後 9#	【ガイダンス】 お伝えする伝言は以上です。	【ガイダンス】 お伝えする伝言は以上です。伝言を追加して録音される時は、数字の3の後、シャープを押して下さい。 (ガイダンスが流れるまでお待ちください)
			【ガイダンス】 伝言を繰返します。訂正される時は数字の8の後シャープを押して下さい。 録音した伝言内容を確認する。		
		【ガイダンス】 伝言をお預かりしました。			【ガイダンス】 お伝えする伝言は以上です
⑤	終了	自動で終話します。			

通話料は発生しません

通話料が発生します※2

通話料は発生しません

通話料が発生します ※2

※1 センタ利用料について

伝言録音・再生を行うためのセンタ利用料は無料です。

※2 通話料について

「メッセージの録音」操作時において、録音できる伝言数を超過していた場合、または、「メッセージの再生」操作時において、お預かりしている伝言がない場合は通話料はかかりません。

⑨ 村田高校備蓄品

⑩ 村田町地域防災計画（平成23年3月）

第2編 風水害等災害対策編 第1章 災害予防対策 第11節 避難収容対策 から

第2 避難所の確保

町は、災害により住居を喪失した住民等を収容するための避難収容施設をあらかじめ選定、確保し、整備を図る。

この場合、避難収容施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。なお、町は避難場所を指定し、位置や避難にあたっての方法を住民に周知する。

（避難所開設場所：通常時）

- ・村田高等学校一（収容地区名）本町・本郷・荒町・内町・石生
（収容可能人員）1,200人
（建物面積）11,306㎡
（土地面積）68,801㎡

（避難所開設場所：大雨・洪水時）

- ・村田高等学校一（収容地区名）沼辺南・沼辺北・寄井・千塚・沼田・関場
（収容可能人員）1,200人

2 避難所の管理

町は、以下の措置を実施する。

- ①避難所の管理責任者をあらかじめ定める。
- ②避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備する。
- ③避難者数を想定して、必要最小限の水、食料、毛布等の備蓄に努める。
- ④運営に必要な事項についてあらかじめマニュアル等を作成する。
- ⑤学校等教育施設を避難所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努める。
- ⑥指定した避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努める。
- ⑦高齢者、障害者等の災害時要援護者が安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を必要に応じてあらかじめ指定する。

「学校安全・防災教育担当者会」の実施

＜参加機関＞

- 村田町総務課危機管理監
- 村田町教育委員会
- 村田・沼辺幼稚園
- 村田・第二小学校
- 村田第一・第二中学校
- 宮城県村田高等学校

■開催 年4回

■目的 情報交換、地域連携防災教育の推進、防災授業づくりの計画・実践。

非常時の連携体制構築

■教職員が避難所支援にあたる場合の基本（※兵庫県教育委員会参照）

○ 避難所支援にあたる教職員を固定せず3人以上のチームを複数編成する。	校長の指示の下、教頭・防災主任が中心になりチーム編成を行う。柔軟に対応できるように情報収集を確実に行う。
・教職員の健康等に配慮して、避難所支援する教職員を固定しない。	
・突発的な対応を備え、3名以上のチームとする。	
○ 避難所運営上の特記事項や避難者で決めたルールなどの決定事項を引き継ぐ。	
・チーム内で記録係を決め、必ず記録を引き継ぐ。	
・休憩は時間を決め、チームの交代も計画的に行う。	
○ 自主防災組織による運営ができるよう側面から支援する。	
・自治会等の自主防災組織による運営ができるよう、組織確立に向けた支援を行う。	

- ⑧ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ準備する。

⑪ 学校防災マニュアル（リーフレット）

1. 教職員在校時の災害への備え

- (1) 安全確保 ——— 的確な安全確保を指示する。
火災など二次災害の防止に努める。
- (2) 避難指示 ——— 避難経路の安全確認
1次避難場所は校庭。
(状況に応じて、より安全な避難場所へ誘導)
- (3) 避難誘導 ——— 的確な行動を指示。生徒名簿の携帯。
- (4) 情報収集・安否確認 ——— 人員の確認と応急手当。最新情報の収集。
※噴火警報が発表されている場合は、区域外へ2次避難させる。
- (5) 学校災害対策本部設置 ——— 村田町の地域で震度5弱以上のときは、非常時下校体制とする。
※事前の申し合わせに従い、①学校待機②引き渡し③下校のいずれかとする。
—— 高校教育課への報告と状況に応じた臨時休校措置等
—— 災害の状況、今後の対応について保護者へ連絡
—— 避難所開設・運営の支援マニュアルに基づく活動

2. 学校外活動中の災害への備え

- (1) 事前確認 ——— 見学施設、宿泊施設等の施設管理者との打合せ（避難経路・場所）
—— 現地の救急医療機関、公的機関等の住所、電話番号の把握
- (2) 事前指導 ——— 緊急時の避難方法・場所、連絡方法の確認
—— グループ行動中の緊急時の対応方法を決めておく。
- (3) 災害発生時 ——— 教職員は的確な避難行動を指示する。
—— 人員の確認。学校への状況報告。学校から保護者へ連絡。

3. 教職員在校時外（休日夜間）の災害への備え

- (1) 事前指導 ——— 震源地、震度、津波等に関する情報入手方法について理解させる。
—— 避難場所、経路、必要な防災用品、非常食などについて考えさせる。
—— 家庭内の連絡方法、手段を確認させる。
- (2) 安否確認 ——— 教職員：教職員の安否確認。生徒の安否確認後、本部に報告。
（担任）→（年次主任）→（教頭）→（校長）
—— 生徒：必要に応じて、学校に連絡する。
（学校で安否確認ができなかった。怪我をした等）
- (3) 事後の措置対応 ——— 通学路及び地域の被害状況、危険箇所等を確認する。
—— 今後の対応について、電話、メール配信、学校HP等の通信手段により、保護者に連絡する。

※配備解除について、HPまたは緊急連絡用メールシステムで確認する。

4. 地震時の基本的な対応

274

場 所	生徒等の行動	教職員の行動
校舎内	・揺れている間は、頭部を保護し、落ちてこない、倒れない、移動してこない場所を見つけ、身を寄せて待機する。 ・落下物や倒壊物に気をつける。 ・揺れがおさまったら、教員の指示に従い、より安全な避難所に避難する。 ・周囲の安全を確認する。	・全校指示（揺れがおさまるまで、落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所を見つけて身を寄せるように） ・火気使用中であれば消火する。 ・教職員は分散して、生徒等の安全確保、指示誘導 ・余震や二次災害に備え、生徒を落ち着かせる。 ・校舎外にいる生徒等の人員確認、負傷者の応急手当
校舎外	・建物、ブロック塀、窓ガラス等の近くから離れる。 ・揺れがおさまるまで、頭部を保護し広い場所の中央で待機する。	

※プールでの授業中の場合 ①すみやかにプールの縁に移動させ、縁をつかむよう指示
②揺れがおさまれば、素早くプールから出るように指示
③避難準備（サンダル・靴を履き、衣服やバスタオルで身を守る）

5. 火山災害が想定されるとき基本的な対応

- (1) 平常時 ——— 噴火警報等火山活動に関する情報把握
避難場所、避難経路の確認
- (2) 火山活動発生時（噴火前）の対応
- 情報収集・状況確認 ※風向き確認
 - 安全確保 ——— 噴火による噴出物等の影響に備える。
生徒の所在確認と保護者への連絡。
 - 避難の指示 ——— 避難経路の安全確保。
 - 避難誘導 ——— 状況に応じて、安全な避難場所への誘導。
負傷者の有無確認・応急手当
噴火警報が発表されている場合は、区域外へ2次避難。
 - 情報収集・安否確認 ——— 最新情報の収集
学校災害対策本部の設置
 - 避難勧告発令 ——— 村田町の地域で、噴火警戒レベル4以上のときは、非常時下校体制とする。

※噴火警戒レベル4

避難準備：居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。
住民等の行動→警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要支援者の避難が必要。
(状況に応じて対象地域を判断)

安心・安全メモ

ふりがな	
○氏名：	(生年月日： 年 月 日生・ 歳)
○住所：	○血液型：
○健康上の注意点：	
○連絡先：本人→	
家族・友人・知人等→	
○集合場所等：	

※宮城県村田高等学校：TEL 0224-83-2275 (FAX 83-2276)

⑫ 防災・気象警報発令時(28 下校等の指針について

宮城県村田高等学校

1 蔵王山噴火警報(特別警報—嚴重警戒[居住地域])の発令

【学校措置】 臨時休校とする。

【生徒対応】

登校前	・生徒は登校を見合わせ、自宅等で安全を確保する。
登下校中	・生徒は直ちに登校を中止し、最寄りのビルまたは火砕流の発生に備えて河川から遠方に避難する。 ・公共交通機関を利用中の場合には、係員の指示に従って安全を確保する。警報解除後、周辺の安全を確認の上、家族または学校と連絡を取り指示に従う。
在校時	・生徒は警報が解除されるまで校内に留まる。 ・警報解除後、家庭と連絡を取り帰宅する。 ・警報解除後も帰宅困難な生徒又は家庭と連絡が取れない生徒は引き続き校内に留まる。

2 大雨警報・洪水警報・大雪警報・暴風警報・暴風雪警報等の発令

【学校措置】 1 警報発令により公的交通機関が運休・不通となり、交通機関等の混乱が事前に予想され、自家用車等での送迎も危険を伴う場合には臨時休校とする。
それ以外は原則、授業を行う。

2 臨時休校の連絡は、事前に学校や県教委のHPに掲載するとともに、メールの配信を通して伝達する。なお、登録していない生徒については担任が電話等で各家庭に伝達し確認する。

【生徒対応】

登校前	保護者が登校は危険と判断した場合は、生徒は登校を見合わせる事ができる。
登下校中	・生徒は登校が危険と判断した場合には、直ちに帰宅する又は周辺の安全な場所で一時避難する。 ・帰宅した場合には学校にその旨を連絡する。また、一時避難した場合には、保護者または学校と連絡を取り、それぞれの指示に従う。公共交通機関を利用中の場合は、係員の指示に従い安全を確保する。 ・生徒は下校が危険と判断した場合には、周辺の安全な場所で一時避難する。一時避難した場合には、保護者又は学校と連絡を取り、それぞれの指示に従う。公共交通機関を利用中の場合には、係員の指示に従い安全を確保する。
在校時	・警報が解除されるまで下校が危険又は困難と判断された生徒は校内に留まる。 ・警報解除後、家庭と連絡の上で生徒は順次帰宅する。ただし、保護者が送迎できる場合には警報解除前でも生徒は帰宅することができる。

3 その他で緊急を要する事態が発生した場合

・メール配信や緊急連絡網を活用して連絡する。

※ メール登録を推奨すると共に、担任は万一に備えて個別連絡が可能なように準備すること。

1. 目的

地震火災などの緊急事態が発生した場合、生徒の身体生命の安全をはかるため、避難訓練を実施

⑬ 防災避難訓練実施計画

1. 目的

地震火災などの緊急事態が発生した場合、生徒の身体生命の安全をはかるため、避難訓練を実施し。実際の場で冷静に適切な行動をする習慣を身につけさせる。

2. 訓練実施要領

春季の場合	
1) 実施日	令和3年6月11日(金) 00:00(授業時間中)
2) 想定	大規模地震が発生。余震が続き危険な状態なので緊急避難の必要がある。停電が発生。
3) 避難場所	第一グラウンド(雨天時 体育館)
4) 避難経路	別紙参照
5) 校内各所へ呼びかける	「ただいま地震が発生しました。生徒は先生の指示に従って下さい」 「避難準備をし、待機して下さい。」 「生徒は先生の指示に従ってグラウンドへ避難して下さい。」
秋季の場合	
1) 実施日	11月9日(火) 00:00(休み時間中)
2) 想定	大規模地震が発生。余震が続く中、〇〇より出火、炎・煙が広がり危険な状態なので緊急避難の必要がある。停電が発生。
3) 避難場所	第一グラウンド(雨天時 体育館)
4) 避難経路	別紙参照
5) 校内各所へ呼びかける	「(非常ベル) これは訓練です。地震が発生しました。ただいま火災報知機が作動しました。現在確認中です。避難準備をし、待機して下さい。」 「訓練火災発生。訓練火災発生。ただいま〇〇において火災が発生しました。生徒は先生の指示に従ってグラウンドへ避難して下さい。」

6) 係分担

企画 鈴木悦	進行 内田	計時 佐々木	本部 教頭	拡声器 事務	記録 高梨
事前指導 HR担任		避難誘導 授業担当者 各年次の教員		非常ベル 事務室	
通報訓練 事務室（模擬119番通報…消防署に確認）					

7) 集会の流れ

- ①避難場所に集合、各クラス出席番号順に1列で整列、人員点呼(HR担任)・報告(教頭)
「〇年〇組、在籍〇〇名・欠席〇名・現在人数〇〇名・不明〇名」(報告:男女不問)
- ②教頭より講評
- ③防災主任より登下校における災害発生時の行動について

8) 注意事項

- 避難誘導者は「何も持たず、上履きのまま校庭に避難します」、「移動時は、話をせず、ゆっくりしないで迅速に避難しなさい」「有毒ガスの発生も予想されるので、ハンカチ等を口にあてなさい」と伝える。
- 避難誘導者以外は、生徒の避難経路に移動し(3階中央階段、2階中央階段、東階段、西階段、北階段、昇降口、その他)、避難誘導を援助する。生徒の避難完了後、不明者がいた場合はトイレ等を確認する。
- 生徒入室前に保健厚生部により、生徒昇降口に濡れ雑巾を準備しておき、上履きの泥を落としてから校舎内に入る。
- 雨天時は体育館に避難。今回の避難訓練では整列と人員点呼を迅速に行動させるため、上履

きは体育館入り口に置かずに手に持ったまま入場する。（地面接地箇所を会わせた状態）
このことは生徒に事前に伝えておく。

⑭ 自衛消防隊編成及び火気取扱責任者（安全点

1 自衛消防隊組織（村田高校防災マニュアルⅠ－４災害対策本部組織と業務内容による）

総務班	（班長）内田	（班員）小原	芳賀	丹野	尾形	安齊	仙道	五十嵐	鈴木健人
通報連絡班	（班長）岡本	（班員）柴田	志子田	手塚					
避難誘導班	（班長）丹野	（班員）阿部	鈴木健人	金山	佐藤千	鈴木大			
救護担当班	（班長）尾形	（班員）戸村	庄司						
消火班	（班長）芳賀	（班員）安住	荒木	大谷	寺下	青木	鈴木貴		
搬出班	（班長）小原	（班員）五十嵐	仙道	半澤	村田	大島	佐藤愛		
		藤浦	岡本	柴田	志子田	手塚			
警備点検班	（班長）安齊	（班員）須藤	内田	高梨	佐々木	茂木			
		岡本	柴田	志子田	手塚	角田			

2 火気取扱責任者（安全点検）

【校舎1階】	
3年1組	青木 孝輔
3年2組	茂木 翔太郎
3年3組	寺下 成美
第4講義室	村田 みなみ
1F生徒用トイレ	鈴木 健人
技師室	手塚 充也
校長室	柴田 一誠
事務室	柴田 一誠
会議室	柴田 一誠
図書室	須藤 美菜子
昇降口	佐藤 愛湖
コモンホール	内田 邦明

【校舎2階】	
体育準備室	鈴木 貴之
生徒会室	寺下 成美
2年1組	安住 敏克
2年2組	鈴木 貴之
2年3組	鈴木 悦子
2F生徒用トイレ	五十嵐 覚
保健室	庄司 佳織
生徒相談室	芳賀 敦
職員室	佐藤 信之
合同講義室	佐藤信之（阿部雅子）
コンピュータ室	佐藤信之（阿部雅子）
職員更衣室	佐藤信之
事務書庫	柴田 一誠
2F職員トイレ	内田 邦明
図書倉庫	須藤 美菜子
進路指導室	丹野 吉太郎
進路相談室	丹野 吉太郎
化学生物室・準備室	大谷 真一
物理地学室・準備室	大谷 真一
【総合実習棟】	
語学実習室	尾形 弘之

【校舎3階】	
1年1組	半澤 可菜

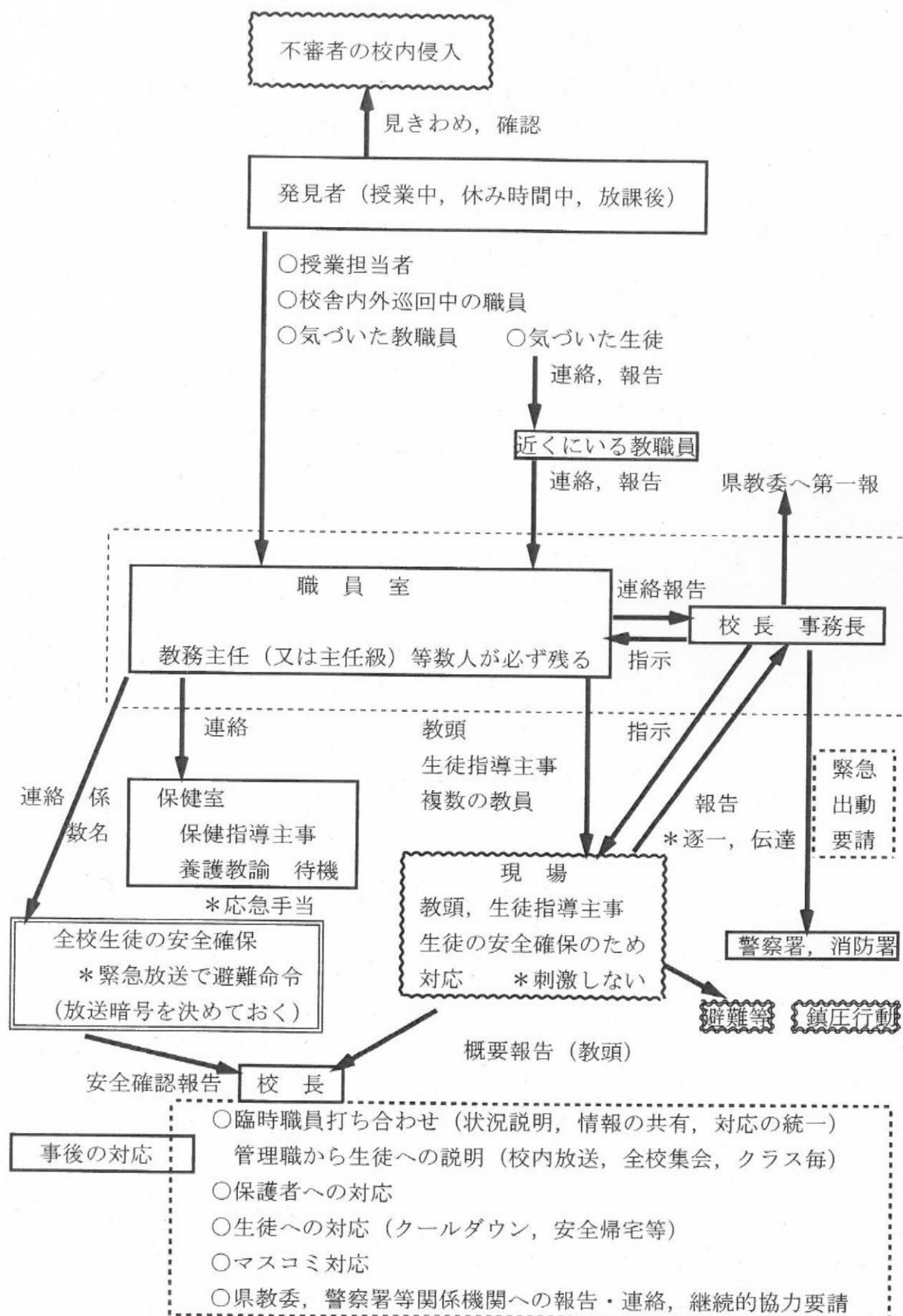
1年2組	大島 光太郎
1年3組	荒木 卓也
第1講義室	佐藤 千尋
3F生徒用トイレ	仙道 大輝
調理室	金山 結理枝
家庭科準備室	村田 みなみ
被服室	金山 結理枝
3F被服室前トイレ	佐々木 伸
家庭経営室	半澤 可菜
美術室・美術準備室	五十嵐 覚
第2講義室	高梨 古遠
音楽室・音楽準備室	高梨 古遠
第3講義室	高梨 古遠
視聴覚室・視聴覚準備室	高梨 古遠
多目的ホール	内田 邦明
【実習棟】	
管理室	戸村 祐太
鑄造実習室	戸村 祐太
機関整備実習室	藤浦 隆佳
シャシ整備実習室	佐藤 千尋
車体整備実習室	佐藤 千尋
工具室	佐藤 千尋
車両試験室	青木 孝輔
電気実習室	戸村 祐太
精密測定実習室	戸村 祐太
NC実習室	高橋 寿文
材料試験室	戸村 祐太
機関試験室	青木 孝輔
貯油庫・給油庫	佐藤 千尋
【新実習棟】	
玄関・ホール・階段	藤浦 隆佳
倉庫	戸村 祐太
製図室	戸村 祐太
製図倉庫	戸村 祐太
1Fトイレ	藤浦 隆佳
機械加工実習室（1）旋盤	鈴木 健太郎
機械加工実習室（2）MC	鈴木 健太郎
試験計測実習室（1）	鈴木 健太郎
試験計測実習室（2）	鈴木 健太郎
工具室	高橋 寿文
溶接実習室	高橋 寿文
CAD室	鈴木 健太

1Fトイレ	尾形 弘之
語学環境化学準備室	尾形 弘之
環境化学実習室	尾形 弘之
2F文書処理実習室	戸村 祐太
2F商業科準備室	佐々木 伸
2F基礎看護実習室	半澤 可菜
2F介護福祉実習室 ボイラー室	半澤 可菜
2Fトイレ	戸村 祐太
3Fプログラミング実習室	戸村 祐太
3F簿記会計準備室・教材室	鈴木 大地
3F簿記会計実習室	鈴木 大地
3Fトイレ	鈴木 大地
【その他の施設】	
体育館	鈴木 貴之
体育教官室	鈴木 貴之
武道館	安住 敏克
WL練習場	鈴木 健人
運動部部室	各部顧問
プール管理室	荒木 卓也
プール更衣室	荒木 卓也
グラウンド器具庫	安住 敏克
グラウンド陸上倉庫	安住 敏克
生徒会館	鈴木 貴之

⑭

不審者侵入に対する安全管理対応マニュアル

(凶器等を保持し校舎内・校地内をうろついている場合)



マニュアル詳細

見知らぬ人には声がけを行う。

■不審者かどうか

- ・声をかけて、用件を尋ねる(挨拶する)。
 - ①用件に答えられるか。また、正当なものであるか。
 - ②職員に用事があるのか。
 - ③氏名、所属等が答えられるか。
- ・不自然な場所に立ち入っていないか。
- ・不自然な行動や暴力的な態度はみられないか。
- ・凶器や不審なものを持っていないか。



不審者侵入



不審者かどうか

※警備を含め3人以上で対応する。

※来校の理由がある。

→事務室で確認、受付後に案内する。



来校の理由がない



退去を求める

- ・言葉や相手の態度に注意しながら、丁寧に退去するよう説得する。
- ・身を守るために相手から1m～1.5m 離れる。
- ・次のような場合は、不審者として110番通報する。
 - ①退去の説得に応じない。
 - ②暴力的な言動をする。
- ・一旦退去しても、再び侵入する可能性もあるので、校外に退去したことを見届ける。また、対応した職員は、しばらくの間その場に残って様子を見る。

生徒への対応

- 状況により生徒に逃げるよう指示するなど、生徒の安全確保を最優先する。
- 不審者と生徒の中に入り、生徒を出口に近づけることを考える。
- 不審者と生徒の間に入り、生徒には離れないように指示する。
- 不審者が複数のときは壁（出口）を背にする。



再侵入



隔離・警察通報

- ・危害を加える恐れがある場合→暴力行為阻止・説得→さすまたの使用（さすまた：事務室）
- ・凶器を持っていない場合→別室に案内し、隔離する。 ※警備を含め3人以上で対応・説得する。

■110番通報

- ・落ち着いて不審者の様子・容姿や位置、被害の有無について知らせる。
(例) ●「村田高校内の〇〇〇（場所）に男が侵入し暴れています。」
 - 「男はナイフを所持しています。」
 - 「教職員〇名が男を会議室に隔離し、その他教職員は、現在避難を行っております。」
 - 「ナイフで切りつけられた者が〇〇名おります。」

⑮ 弾道ミサイル落下時の行動について

- 弾道ミサイルは、発射から極めて短時間で着弾します。
- ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、Jアラートを活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

【屋外にいる場合】

- 近くのできるだけ頑丈な建物や地下街などに避難する。



- 近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。

【屋内にいる場合】

- ^{カーテンを閉め、}できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

～ 行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください ～

詳細については、国民保護ポータルサイト(<http://www.kokuminhogo.go.jp/>)をご覧ください。



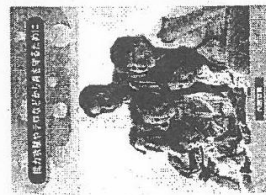
弾道ミサイル落下時の 行動について

弾道ミサイルは、発射から極めて短時間で着弾します。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、「アラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

①速やかな避難行動

②正確かつ迅速な情報収集

行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。



国民保護ポータルサイト

武力攻撃やテロなどから身を守るために



事前に確認しておきましょう。

http://www.kokuminhogo.go.jp/shiryou/hogo_manual.html

—— ミサイル落下時には、こちらから政府の対応状況をご覧になれます ——



首相官邸
ホームページ
www.kantei.go.jp/



Twitterアカウント
首相官邸災害・危機管理情報
@Kantei_Saigai



(例)直ちに避難。直ちに避難。屋内に避難してください。
ミサイルの一部が落下する可能性があります。
屋内に避難してください。

メッセージが流れたら

落ち着いて、直ちに行動してください。

できる限り頑丈な建物や
地下街などに避難する。

屋外に
いる場合

物陰に身を隠すか、
地面に伏せて頭部を守る。

建物が
ない場合

窓から離れるか、
窓のない部屋に移動する。

屋内に
いる場合

近くに
ミサイル
落下!

- 屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- 屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

弾道ミサイル落下時の行動に関するQ & A

問1 ミサイルは発射から何分位で日本に飛んでくるのでしょうか。

(答)

北朝鮮から弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する場合、極めて短時間で日本に飛来することが予想されます。

例えば、平成28年2月7日に北朝鮮西岸の東倉里（トンチャンリ）付近から発射された弾道ミサイルは、約10分後に、発射場所から約1,600km離れた沖縄県先島諸島上空を通過しています。

なお、弾道ミサイルの種類や発射の方法、発射場所などにより日本へ飛来するまでの時間は異なります。

問2 なぜ頑丈な建物や地下街などへ避難するのですか。

(答)

ミサイル着弾時の爆風や破片などによる被害を避けるためには屋内（できれば頑丈な建物）や地下街など（地下街や地下駅舎などの地下施設）への避難が有効だからです。

問3 自宅（木造住宅）にいる場合はどうしたらよいのでしょうか。

(答)

すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下街などがあれば直ちにそちらに避難してください。それができない場合は、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。

問4 建物内に避難してから気を付けることはありますか。

(答)

爆風で壊れた窓ガラスなどで被害を受けないよう、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。

問5 弾道ミサイルの情報が伝達されたとき、自動車の車内にいる場合はどうすればよいですか。

(答)

車は燃料のガソリンなどに引火するおそれがあります。

車を止めて頑丈な建物や地下街などに避難してください。周囲に避難できる頑丈な建物や地下街などがない場合、車から離れて地面に伏せ、頭部を守ってください。

問6 車から出ると危険な場合はどうしたらよいですか。

(答)

高速道路を通行している時など、車から出ると危険な場合には、車を安全な場所に止め、車内で姿勢を低くして、行政からの指示があるまで待機してください。

問7 ミサイルが着弾した後は何をすればいいですか。

(答)

弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なります。

そのため、テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて情報収集に努めてください。また、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動してください。

問8 近くにミサイルが着弾した時はどうすればいいですか。

(答)

弾頭の種類に応じて被害の及ぶ範囲などが異なりますが、次のように行動してください。

- ・ 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難してください。
- ・ 屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉してください。

変更点確認版

別紙 1

平成29年9月25日更新版

高 校 教 育 課
特別支援教育室
スポーツ健康課

弾道ミサイル発射に係るJアラート等作動時の行動

時間帯	在校中	登下校中	在宅・外出中
判断者	校長が判断	児童生徒等が判断	保護者等が判断
① 発 射	他地域の方向に発射 (Jアラートは作動しない)	通常通り(情報収集は行う)	
	本県の方向に発射③	避難行動 ①	
④ 落 下	日本の領海外に落下	通常生活に戻る	
	日本の領土・領海に落下	避難行動 ②	

避難行動 ①	⑤ 落下物や爆発に備えた行動例
屋外にいる場合	・近くの建物の中や地下などに避難する。 ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。
屋内にいる場合	・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。
自動車にいる場合	・車は燃料のガソリンなどに引火する恐れがあるため、車を止めて頑丈な建物や地下街などに避難する。 ・周囲に避難できる頑丈な建物や地下街などがない場合、車から離れて地面に伏せ、頭部を守る。

※ 在校中に「避難行動①」をとり、Jアラート等の発信情報により、ミサイルが日本の上空を通過したことを確認後、避難行動の解除を校長が行う。

避難行動 ②	⑦ 放射線等から身を守る行動例
情報収集等	・弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため、テレビ・ラジオ・インターネット等を通して情報収集に努めるとともに、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動する。
近くに着弾	屋外 ・口と鼻をハンカチで覆いながら現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。
	屋内 ・屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

※ 在校中に「避難行動②」をとる事態となった場合、避難行動の解除は県教育委員会が行う。

弾道ミサイル落下時の行動に関するQ & A

スポーツ健康課

Q 1 特別支援学校では、スクールバスでの登下校が多い。乗車中にJアラート等から緊急情報が発信された場合には、行動例にあるように必ず「バスを止めて、丈夫な建物等に避難しなければならない」のか。

スクールバスの避難行動については、既に一部業者が学校に連絡したケースもありますが、今後早急に県教委とバス会社による確認を行うこととします。

児童生徒の実情によっては、急な避難行動により強い不安を感じたり、ケガをしたりすることも考えられますので、必ずしもバスから降りず、車内で待機する対応があることについて、事前に保護者と確認しておく必要があります。

Q 2 修学旅行や校外体験学習時等にJアラート等から緊急情報が発信された場合の避難行動について、どうすればよいのか。

どこにいても、落ち着いて、すばやく避難行動し、正確かつ迅速な情報収集が必要となります。児童生徒には、緊急時の対応の1つとして屋外にいる場合、屋内にいる場合などに分けて事前に指導しておくことが大事です。

Q 3 文部科学省事務連絡（H29.9.8付け）の別紙にミサイルが着弾した場合の行動例として、屋内にいる場合は換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉するとあるが、必ずこの行動をとらなければならないのか。

弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が異なります。まず窓は閉めますが、目張りについては行政からの指示や情報を確認してから行います。

Q 4 学校の始業時間の繰り下げについては、校長が判断して対応してよいのか。

公共交通機関の運休状況等の情報をもとに校長が判断することとします。

Q 5 臨時休業、始業時間の繰り下げ等の報告については、どこにするのか。

自然災害等による報告と同様、高等学校は高校教育課、特別支援学校は特別支援教育室に報告してください。

全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達のメッセージの変更について

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合におけるJアラートによる情報伝達について、今後、伝達する文言を次のとおり変更しました（赤字が変更箇所）。

なお、下記のメッセージは、状況に応じ、変更する可能性があります。

（1） 日本の領土・領海に落下する可能性があると判断した場合

① 発射情報（ミサイル発射情報・避難の呼びかけ）	
旧	新（変更なし）
ミサイル発射。ミサイル発射。 北朝鮮からミサイルが発射されたものとみられます。建物の中、又は地下に避難して下さい。	ミサイル発射。ミサイル発射。 北朝鮮からミサイルが発射されたものとみられます。建物の中、又は地下に避難して下さい。

↓

② 落下予測情報（直ちに避難することの呼びかけ）	
旧	新
直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難して下さい。 ミサイルが_____落下するものとみられます。直ちに避難して下さい。	直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難して下さい。 ミサイルが、●時●分頃、●●県周辺に落下するものとみられます。直ちに避難して下さい。

↓

③ 落下推定情報（日本の領土・領海に落下）	
旧	新
ミサイル落下。ミサイル落下。 ミサイルが●●地方に落下したものとみられます。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。	ミサイル落下。ミサイル落下。 ミサイルが、●時●分頃、●●県●●市周辺に落下したものとみられます。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。

(2) 日本の領土・領海の上空を通過した場合

① 発射情報（ミサイル発射情報・避難の呼びかけ）	
旧	新（変更なし）
ミサイル発射。ミサイル発射。 北朝鮮からミサイルが発射されたものとみられます。建物の中、又は地下に避難して下さい。	ミサイル発射。ミサイル発射。 北朝鮮からミサイルが発射されたものとみられます。建物の中、又は地下に避難して下さい。

↓

② 上空通過情報（ミサイル通過情報）	
旧	新
ミサイル通過。ミサイル通過。 先程のミサイルは、_____●●地方から●●へ通過したものとみられます。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。	ミサイル通過。ミサイル通過。 先程のミサイルは、●時●分頃、_____●●へ通過したものとみられます。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。

(3) 日本に飛来する可能性があったものの、日本の上空を通過することなく、日本の領海外の海域に落下した場合

① 発射情報（ミサイル発射情報・避難の呼びかけ）	
旧	新（変更なし）
ミサイル発射。ミサイル発射。 北朝鮮からミサイルが発射されたものとみられます。建物の中、又は地下に避難して下さい。	ミサイル発射。ミサイル発射。 北朝鮮からミサイルが発射されたものとみられます。建物の中、又は地下に避難して下さい。

↓

② 落下推定情報（日本の領海外の海域に落下）	
旧	新
先程のミサイルは、_____●●海に落下したものとみられます。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。	先程のミサイルは、●時●分頃、●●海に落下したものとみられます。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。

蔵王山の噴火警戒レベル

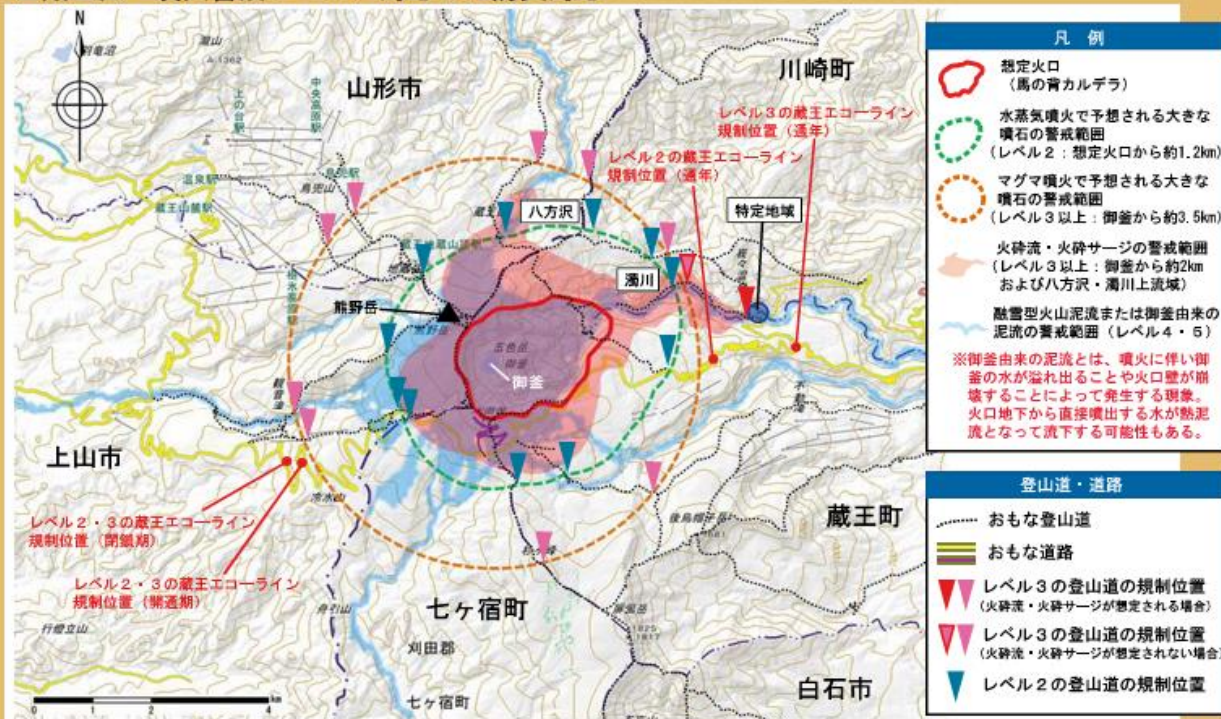
— 火山災害から身を守るために —

噴火警報等で発表する 噴火警戒レベル

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 蔵王山の噴火警戒レベルは、噴火警報等でお伝えします。



蔵王山 噴火警戒レベルに対応した防災対応



● 噴火警戒レベルに対応した警戒範囲

レベル5（避難）

融雪型火山泥流または御釜由来の泥流…影響が想定される居住地域
大きな噴石…御釜から約3.5km
火砕流・火砕サージ…御釜から約2kmおよび八方沢・濁川上流域

レベル4（避難準備）

融雪型火山泥流または御釜由来の泥流…影響が想定される居住地域
大きな噴石…御釜から約3.5km
火砕流・火砕サージ…御釜から約2kmおよび八方沢・濁川上流域

※レベル4・5の警戒対象となる居住地域は上の地図の範囲外になります。具体的な規制範囲等については地元市町にお問い合わせください。

※特定地域とは、警戒範囲に隣接しているため、他の地域より早い防災対応をとる必要がある地域を指します。

レベル3（入山規制）

大きな噴石…御釜から約3.5km
火砕流・火砕サージ…御釜から約2kmおよび八方沢・濁川上流域

レベル2（火口周辺規制）

大きな噴石、火砕流・火砕サージ…想定火口から約1.2km

レベル1（活火山であることに留意）

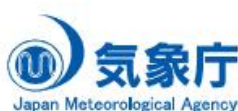
火山ガス等…活動状況に応じて、想定火口内の一部

● この図は「蔵王山火山噴火緊急減災対策砂防計画」に基づき作成しています。

● 蔵王山の噴火警戒レベルは、地元市町等と調整して作成しました。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については地元市町にお問い合わせください。



本冊子は、植物油インクを使用しています。



問い合わせ先

仙台管区気象台 地域火山監視・警報センター
TEL:022-297-8164 <http://www.jma-net.go.jp/sendai/>

山形地方気象台
TEL:023-622-2262 <http://www.jma-net.go.jp/yamagata/>



蔵王山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (ローード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●融雪型火山泥流または御釜由来の泥流が発生、あるいは切迫している。 ●噴火の規模や位置が特定できない噴火が発生し、融雪型火山泥流または御釜由来の泥流の可能性がある。 過去事例 1821年の噴火：鳴動、御釜沸騰・湖水氾濫、河川増水 1867年の噴火：御釜沸騰、洪水で死者3名 1895～96年の噴火：噴石、火砕サージ、御釜の湖水氾濫、洪水
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。要配慮者及び特定地域の避難等が必要。	●融雪型火山泥流または御釜由来の泥流を伴う噴火が予想される。 過去事例 1939～43年の活動及び1940年の噴火：御釜の変色、湯気、水温上昇、浮遊物、丸山沢で小規模の噴火、噴気孔生成
警報	噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。（状況に応じて特定地域の避難等が必要）	●火口周辺の広い範囲に影響を及ぼす噴火が予想される。 ●融雪型火山泥流及び御釜由来の泥流が予想されない噴火の発生。 過去事例 1918年の活動：御釜で白濁及びガス噴出、地震 1923年の活動：御釜からガス噴出
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。（状況に応じて特定地域の避難準備等が必要）	●火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 過去事例 1949年の活動：丸山沢の噴気活発化 1966年の活動：振子沢で噴気発生、温泉噴出 2015年の活動：御釜周辺で火山性地震の増加、火山性微動の発生、地殻変動
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火口内での少量の噴気や火山ガス等が発生。

※ 御釜由来の泥流とは、噴火に伴い御釜の水が溢れ出ることや火口壁が崩壊することによって発生する現象。火口地下から直接噴出する水が熱泥流となって流下する可能性もある。

※ 火口は、御釜を含む馬の背カルデラ内のいずれかに想定される。

※ 特定地域とは、濁川上流域の民間施設を指す。噴石、火砕流、融雪型火山泥流、御釜由来の泥流で避難道路などが通行不能となるおそれがある地域では、早期避難等が必要。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。地元各市町にお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。

<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

⑯ 地域の特性と連携した合同防災訓練の計画について

村田町の概要

○位置・沿革

村田町は、宮城県の南部に位置し、仙台市など3市4町に隣接しています。南に白石川が流れ、西に蔵王山系の山々を望む、自然環境に恵まれた地です。また、東北地方と関東地方、仙台方面と山形方面を結ぶ、古くからの交通の要衝であり、現在も東北自動車道村田インターチェンジ・村田ジャンクションなどにより、その役割を果たしています。

○地形・気候

蔵王山系の東側に位置し、周囲を標高200m前後の丘陵に囲まれています。町内を白石川支流の荒川が南流し、これに新川・沼田川が合流しています。中央部は概ね平坦地で、村田地区には市街地が形成されており、市街地南部は水田地帯となっています。

宮城県内の気候区からみると、本町は「仙南内陸地域」に属し、比較的温暖で、寒暑の差が少なく、降水量も少ない気候状況にあります。

(宮城県村田町ホームページより)

村田町地域防災計画（第2節 各機関の役割と業務大綱）

第1 計画の目的

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るために、町及び防災関係機関は、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していく。

また、防災関係の処理すべき業務の大綱を明確にし、風水害等の災害防止のため相互に協力する。

第2

1 防災会議

村田町防災会議は、町長を会長として、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、村田町防災会議条例（昭和38年村田町条例第29号）第3条に規定する機関の長等を委員として組織するもので、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集並びに関係機関相互の連絡調整を行うことを所掌事務とする。

2 災害対策本部等

村田町の地域内において災害発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく町の災害対策本部並びに関係機関の防災組織を持って応急対策を実施する。

また、局地災害の応急対策を協力に推進するため、特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

村田町災害対策本部の組織、職員の動員及び運営については、村田町災害債昨本部条例（昭和38年村田町条例第30号）、村田町災害対策本部事務局の組織及び運営に関する要綱、災害対策警戒配備要領の定めるところによる。

第3

1 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

4 指定地方行政機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性をかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

5 公共的団体及び住民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、防災対策業務を行い、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

また、町民一人ひとりは「自らの生命は自ら守る」ということを基本に、風水害等に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得など、平素から地域、家庭、職場等で風水害等の災害から身を守るために、積極的な取組に努め、それぞれの立場において防災に寄与するように努める。

第4 防災関係機関の業務大綱

1 町及び町関連機関（一部省略）

村 田 町 教育委員会	(1) 町立学校・幼稚園施設等の災害対策 (2) 町立学校・幼稚園施設等の自動生徒の安全対策 (3) 町立学校・幼稚園施設等の教育活動の応急対策 (4) 社会教育・社会体育施設等の災害対策及び文化財の災害対策
----------------	---

(村田町地域防災計画（平成27年3月）より)

※ [令和元年(台風19号)・令和2年(コロナ禍)により中止のため、平成30年のものを示す]

平成30年度 村田町防災訓練実施要項

1 目的

この訓練は、災害対策基本法第48条、村田町地域防災計画に基づき、大地震等の災害発生において、防災関係機関・自主防災会及び地域住民が一体となり、防災意識の高揚と防災技術の習得とともに、併せて迅速かつ的確な災害応急活動が実施できるよう相互の協力体制の確立を図ることを目的とする。

2 主催 村田町

3 日時 平成30年11月11日（日） 午前9時00分～正午
(緊急情報発信訓練 午前7時00分)

4 訓練場所 村田町塩内公園広場

5 対象地域 村田町全域

6 参加機関 陸上自衛隊船岡駐屯地第2使節団他9団体

7 訓練想定

三陸沖を震源とする大規模地震災害発生、村田町で「震度6弱」を観測した。
町全域で建物、道路等の公共施設、交通機関、水道、通信施設に被害が発生した。

8 訓練種目

- 1) 緊急情報発信訓練（緊急メール）
- 2) 災害対策本部設置・運用訓練
- 3) 通信・情報収集訓練
- 4) 緊急物資輸送・供給訓練
- 5) 情報収集・調査訓練
- 6) 救急・救護訓練
- 7) 初期消火訓練
- 8) 給水訓練
- 9) 防災資機材展示
- 10) 自衛隊装装備品等展示
- 11) 防災知識の普及・啓発

9 訓練参加の呼びかけ

広報誌等により、各事業所及び自主防災組織、地域住民に対し防災訓練の積極的な参加を呼びかける。

(村田町総務課 危機管理監より資料提供)

※ 高校生の参加については、生徒全体に周知し、JRC同好会・生徒会を中心に行動する。